

政務活動費

会計帳簿

議員氏名

荒巻 隆三

令和5年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	採取費 整理 番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	採分率 (負担分)	社上額 (備取切替)	支払先	備考
2023/5/1				政務活動費	800,000		100%	0		
2023/7/1				政務活動費	1,200,000		100%	0		
2023/10/2				政務活動費	1,200,000		100%	0		
2024/1/4				政務活動費	1,200,000		100%	0		
2023/12/29	C	広聴広報費	1	東山短信ハガキ印刷代(6,000枚)		89,320	100%	89,320	(有)ミノル印刷	89,100+手数料220
2023/12/13	C	広聴広報費	2	東山短信ハガキ代 (1,000枚)		63,000	100%	63,000	東山知恩院前郵便局	1000枚
2023/12/14	C	広聴広報費	3	東山短信ハガキ代 (5,000枚)		315,000	100%	315,000	京都今熊野郵便局	5000枚
2024/3/29	C	広聴広報費	4	テレビ放映ハガキ印刷代 (6,300枚)		62,700	100%	62,700	(有)ミノル印刷	62,370+手数料330
2024/3/11	C	広聴広報費	5	テレビ放映郵送代		395,262	100%	395,262	東山郵便局	6,274通
2024/3/7	C	広聴広報費	6	テレビ放映ラベル代		10,800	100%	10,800	ヨドバシカメラ	
2024/3/29	C	広聴広報費	7	りゅうぞう通信Vol116冊子代 (8,000部)		660,000	100%	660,000	(有)ミノル印刷	
2024/3/29	C	広聴広報費	8	りゅうぞう通信Vol116封筒代 (8,000部)		127,600	100%	127,600	(有)ミノル印刷	
2024/3/27	C	広聴広報費	9	りゅうぞう通信Vol116郵送代		661,008	100%	661,008	東山郵便局	7,032通
2023/5/30	C	広聴広報費	10	サーバー維持管理(5月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2023/7/18	C	広聴広報費	11	サーバー維持管理(6月分)		22,550	50%	11,275	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料550
2023/7/27	C	広聴広報費	12	サーバー維持管理(7月分)		22,550	50%	11,275	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料550
2023/10/6	C	広聴広報費	13	サーバー維持管理(8月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2023/10/1	C	広聴広報費	14	サーバー維持管理(9月分)		22,550	50%	11,275	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料550
2023/10/31	C	広聴広報費	15	サーバー維持管理(10月分)		22,440	50%	11,220	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料440
2023/11/30	C	広聴広報費	16	サーバー維持管理(11月分)		22,550	50%	11,275	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料550
2024/1/10	C	広聴広報費	17	サーバー維持管理(12月分)		22,550	50%	11,275	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料550
2024/3/5	C	広聴広報費	18	サーバー維持管理(1月分)		22,220	50%	11,110	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料220
2024/3/5	C	広聴広報費	19	サーバー維持管理(2月分)		22,220	50%	11,110	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料220
2024/4/1	C	広聴広報費	20	サーバー維持管理(3月分)		22,660	50%	11,330	(株)エックスポイントワン	22,000+手数料220
2023/6/5	G	資料購入費	21	京都新聞(5月分)		4,400	100%	4,400	京都新聞 鴨東販売所	
2023/6/26	G	資料購入費	22	京都新聞(6月分)		4,400	100%	4,400	京都新聞 鴨東販売所	
2023/7/31	G	資料購入費	23	京都新聞(7月分)		4,400	100%	4,400	京都新聞 鴨東販売所	
2023/8/29	G	資料購入費	24	京都新聞(8月分)		4,400	100%	4,400	京都新聞 鴨東販売所	

2023/9/25	G	資料購入費	25	京都新聞(9月分)			4,400	100%	4,400	京都新聞	鴨東販売所	
2023/10/31	G	資料購入費	26	京都新聞(10月分)			4,400	100%	4,400	京都新聞	鴨東販売所	
2023/12/11	G	資料購入費	27	京都新聞(11月分)			4,900	100%	4,900	京都新聞	鴨東販売所	
2023/12/27	G	資料購入費	28	京都新聞(12月分)			4,900	100%	4,900	京都新聞	鴨東販売所	
2024/1/29	G	資料購入費	29	京都新聞(1月分)			4,900	100%	4,900	京都新聞	鴨東販売所	
2024/3/4	G	資料購入費	30	京都新聞(2月分)			4,900	100%	4,900	京都新聞	鴨東販売所	
2024/3/27	G	資料購入費	31	京都新聞(3月分)			4,900	100%	4,900	京都新聞	鴨東販売所	
2023/6/1	G	資料購入費	32	聖教新聞・公明新聞(5月分)			3,821	100%	3,821	茂龍哲生		
2023/7/3	G	資料購入費	33	聖教新聞・公明新聞(6月分)			3,821	100%	3,821	茂龍哲生		
2023/7/31	G	資料購入費	34	聖教新聞・公明新聞(7月分)			3,821	100%	3,821	茂龍哲生		
2023/8/31	G	資料購入費	35	聖教新聞・公明新聞(8月分)			3,821	100%	3,821	茂龍哲生		
2023/10/3	G	資料購入費	36	聖教新聞・公明新聞(9月分)			3,821	100%	3,821	茂龍哲生		
2023/10/31	G	資料購入費	37	聖教新聞・公明新聞(10月分)			3,821	100%	3,821	河西孝夫		
2023/11/30	G	資料購入費	38	聖教新聞・公明新聞(11月分)			3,821	100%	3,821	河西孝夫		
2023/12/26	G	資料購入費	39	聖教新聞・公明新聞(12月分)			3,821	100%	3,821	河西孝夫		
2024/2/5	G	資料購入費	40	聖教新聞・公明新聞(1月分)			3,821	100%	3,821	河西孝夫		
2024/3/4	G	資料購入費	41	聖教新聞・公明新聞(2月分)			3,821	100%	3,821	河西孝夫		
2024/4/3	G	資料購入費	42	聖教新聞・公明新聞(3月分)			3,821	100%	3,821	河西孝夫		
2023/5/30	H	事務所費	44	家賃(6月分)			88,000	70%	61,600	五建ビル	谷川商事	88,000+手数料0
2023/7/4	H	事務所費	45	家賃(7月分)			88,220	70%	61,754	五建ビル	谷川商事	88,000+手数料220
2023/8/2	H	事務所費	46	家賃(8月分)			88,220	70%	61,754	五建ビル	谷川商事	88,000+手数料220
2023/9/3	H	事務所費	47	家賃(9月分)			88,330	70%	61,831	五建ビル	谷川商事	88,000+手数料330
2023/10/6	H	事務所費	48	家賃(10月分)			88,220	70%	61,754	五建ビル	谷川商事	88,000+手数料220
2023/10/31	H	事務所費	49	家賃(11月分)			88,000	70%	61,600	五建ビル	谷川商事	88,000+手数料0
2023/11/30	H	事務所費	50	家賃(12月分)			88,330	70%	61,831	五建ビル	谷川商事	88,000+手数料330
2024/1/10	H	事務所費	51	家賃(1月分)			88,330	70%	61,831	五建ビル	谷川商事	88,000+手数料330
2024/1/31	H	事務所費	52	家賃(2月分)			88,000	70%	61,600	五建ビル	谷川商事	88,000+手数料0
2024/3/5	H	事務所費	53	家賃(3月分)			88,550	70%	61,985	五建ビル	谷川商事	88,000+手数料550
2023/5/30	H	事務所費	54	電気料金(5月分)			6,910	70%	4,837	五建ビル	谷川商事	5,654円過大請求
2023/7/4	H	事務所費	55	電気料金(6月分)			6,944	70%	4,860	五建ビル	谷川商事	5,654円減額調整済
2023/8/2	H	事務所費	56	電気料金(7月分)			7,077	70%	4,953	五建ビル	谷川商事	
2023/9/3	H	事務所費	57	電気料金(8月分)			27,920	70%	19,544	五建ビル	谷川商事	

2023/10/6	H	事務所費	電気料金(9月分)	10,258	70%	7,180	五建ビル 谷川商事	
2023/10/31	H	事務所費	電気料金(10月分)	8,248	70%	5,773	五建ビル 谷川商事	
2023/11/30	H	事務所費	電気料金(11月分)	7,527	70%	5,268	五建ビル 谷川商事	
2024/1/10	H	事務所費	電気料金(12月分)	9,083	70%	6,358	五建ビル 谷川商事	
2024/1/31	H	事務所費	電気料金(1月分)	12,917	70%	9,041	五建ビル 谷川商事	
2024/3/5	H	事務所費	電気料金(2月分)	13,055	70%	9,138	五建ビル 谷川商事	12,675+手数料380
2024/4/1	H	事務所費	電気料金(3月分)	9,913	70%	6,939	五建ビル 谷川商事	
2023/5/30	H	事務所費	駐車場(6月分)	27,940	70%	19,558		27,500+手数料440
2023/7/4	H	事務所費	駐車場(7月分)	27,940	70%	19,558		27,500+手数料440
2023/7/27	H	事務所費	駐車場(8月分)	28,050	70%	19,635		27,500+手数料550
2023/9/3	H	事務所費	駐車場(9月分)	28,050	70%	19,635		27,500+手数料550
2023/10/6	H	事務所費	駐車場(10月分)	27,940	70%	19,558		27,500+手数料440
2023/10/31	H	事務所費	駐車場(11月分)	27,940	70%	19,558		27,500+手数料440
2023/11/30	H	事務所費	駐車場(12月分)	28,050	70%	19,635		27,500+手数料550
2023/12/29	H	事務所費	駐車場(1月分)	27,940	70%	19,558		27,500+手数料440
2024/1/31	H	事務所費	駐車場(2月分)	27,940	70%	19,558		27,500+手数料440
2024/3/5	H	事務所費	駐車場(3月分)	27,940	70%	19,558		27,500+手数料440
2023/5/30	I	事務費	固定電話料金(5月分)	11,591	70%	8,113	NTTファイナンス株式会社	
2023/7/13	I	事務費	固定電話料金(6月分)	10,962	70%	7,673	NTTファイナンス株式会社	
2023/7/27	I	事務費	固定電話料金(7月分)	10,852	70%	7,596	NTTファイナンス株式会社	
2023/10/6	I	事務費	固定電話料金(8月分)	10,826	70%	7,578	NTTファイナンス株式会社	
2023/10/6	I	事務費	固定電話料金(9月分)	11,002	70%	7,701	NTTファイナンス株式会社	
2023/10/31	I	事務費	固定電話料金(10月分)	10,993	70%	7,695	NTTファイナンス株式会社	
2023/11/30	I	事務費	固定電話料金(11月分)	10,932	70%	7,652	NTTファイナンス株式会社	
2023/12/29	I	事務費	固定電話料金(12月分)	12,095	70%	8,466	NTTファイナンス株式会社	
2024/1/31	I	事務費	固定電話料金(1月分)	11,063	70%	7,744	NTTファイナンス株式会社	
2024/2/27	I	事務費	固定電話料金(2月分)	11,664	70%	8,164	NTTファイナンス株式会社	
2024/4/1	I	事務費	固定電話料金(3月分)	11,652	70%	8,156	NTTファイナンス株式会社	
2023/9/3	I	事務費	名刺印刷料	23,430	70%	16,401	(有)ミル印刷	23,100+手数料330
2023/10/10	I	事務費	名刺印刷料	15,730	70%	11,011	(有)ミル印刷	15,400+手数料330
2023/12/29	I	事務費	名刺印刷料	28,040	70%	19,628	(有)ミル印刷	27,820+手数料220
2023/5/8	I	事務費	複合機リース代(5月分)	13,090	70%	9,163	ゼンリース	自動引落

2023/6/5	I	事務費					13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2023/7/4	I	事務費					13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2023/8/4	I	事務費					13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2023/9/4	I	事務費					13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2023/10/4	I	事務費					13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2023/11/6	I	事務費					13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2023/12/4	I	事務費					13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2024/1/4	I	事務費					13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2024/2/5	I	事務費					13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2024/3/4	I	事務費					13,090	70%	9,163	セゾンリース	自動引落
2023/6/23	I	事務費					2,673	70%	1,871	キャノンマーケティング	自動引落
2023/7/24	I	事務費					2,200	70%	1,540	キャノンマーケティング	自動引落
2023/8/23	I	事務費					2,200	70%	1,540	キャノンマーケティング	自動引落
2023/9/25	I	事務費					2,200	70%	1,540	キャノンマーケティング	自動引落
2023/10/23	I	事務費					2,200	70%	1,540	キャノンマーケティング	自動引落
2023/12/25	I	事務費					3,777	70%	2,643	キャノンマーケティング	自動引落
2023/12/25	I	事務費					4,912	70%	3,438	キャノンマーケティング	自動引落
2024/1/23	I	事務費					5,093	70%	3,565	キャノンマーケティング	自動引落
2024/2/26	I	事務費					8,895	70%	6,226	キャノンマーケティング	自動引落
2024/3/25	I	事務費					15,249	70%	10,874	キャノンマーケティング	自動引落
2023/5/30	J	人件費					51,940	70%	36,358		51,500+手数料440
2023/7/18	J	人件費					36,000	70%	25,200		手渡し
2023/8/2	J	人件費					41,500	70%	29,050		手渡し
2023/9/3	J	人件費					25,050	70%	17,535		24,500+手数料550
2023/5/30	J	人件費					24,940	70%	17,458		24,500+手数料440
2023/7/18	J	人件費					27,366	70%	19,156		26,816+手数料550
2023/8/2	J	人件費					18,940	70%	13,258		18,500+手数料440
2023/9/3	J	人件費					110,550	70%	77,385		110,000+手数料550
2023/10/6	J	人件費					68,573	70%	48,001		68,133+手数料440

2023/10/31	J	人件費	121	事務員給与(10月分)	55,381	70%	38,766	井上翼	54,941+手数料440 給与振込時に通勤手 当の計算を誤ったた め、ご利用明細上は 55,641円を支払ったも のになるが、のちの当 該事務員より差額700 円については返還を受 けた。したがって、支出 は55,381(手数料込)と なる。
2023/11/30	J	人件費	122	事務員給与(11月分)	42,758	70%	29,930		42,208+手数料550
2023/12/29	J	人件費	123	事務員給与(12月分)	85,336	70%	59,735		84,896+手数料440
2024/1/10	J	人件費	124	事務員給与(12月追加分)	12,733	70%	8,913		12,183+手数料550
2024/1/31	J	人件費	125	事務員給与(1月分)	39,173	70%	27,421		38,733+手数料440
2024/2/16	J	人件費	126	事務員給与(2月分)	62,091	70%	43,463		手渡し
2023/5/30	J	人件費	127	事務員給与(5月分)	41,940	70%	29,358		41,500+手数料440
2023/7/18	J	人件費	128	事務員給与(6月分)	44,050	70%	30,835		43,500+手数料550
2023/8/2	J	人件費	129	事務員給与(7月分)	44,190	70%	30,933		43,750+手数料440
2023/10/1	J	人件費	130	事務員給与(8月分)	36,050	70%	25,235		35,500+手数料550
2023/10/6	J	人件費	131	事務員給与(9月分)	35,440	70%	24,808		35,000+手数料440
2024/3/5	J	人件費	132	事務員給与(2月分)	30,230	70%	21,161		29,850+手数料380
2024/4/1	J	人件費	133	事務員給与(3月分)	53,118	70%	37,182		52,458+手数料660

支出件数	取入計(A)	支出計(B)	計上計(C)
0件		0	0
0件		0	0
20件		2,631,860	2,508,275
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
22件		92,931	92,931
31件		1,281,782	897,242
35件		384,221	268,948
22件		987,349	691,141
130件	4,400,000	5,378,143	4,458,537
			(A)-(C)
			-58,537

区分	項目名
A	調査研究費
B	研修費
C	広聴広報費
D	要請陳情等活動費
E	会議費
F	資料作成費
G	資料購入費
H	事務所費
I	事務費
J	人件費

第10号様式（第7条関係）

備 品 台 帳

会派・議員名

荒巻 隆三

年度	品名／規格	取得価格 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	取得 年月日	廃棄 年月日
3	Apple MacBook Pro 14インチ	288,579	70.00	202,005	4.3.21	
4	パソコン（レノボ82HLOOHNE）	149,800	70.00	104,860	5.3.17	

注 1 取得価格が10万円以上の備品について、記載してください。
 2 「年度」の欄には、充当した政務活動費が交付された年度を記載してください。

費報広聴広

会派・議員名

荒巻 隆三

配布物 (名称)		東山短信2024		規格		葉書		
配付先		事前登録者等		作成部数		6,000部		
		無	有	充当有の場合				
				支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号
所要 経費	印刷・ 作成費 用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(有) ミノル印刷	89,320	100%	89,320	1 6,000枚 89,100円+手数料220 円
	封筒代	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0	
	封入封 緘費用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0	
	送付等 費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	東山知恩院前郵便局 (はがき代)	63,000	100%	63,000	2 63円×1,000枚
	〃	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	京都今熊野郵便局 (はがき代)	315,000	100%	315,000	3 63円×5,000枚
同封 物	政務活 動費の 充当対 象	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0	
	政務活 動費の 充当対 象外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-	-	-	-
合 計				467,320	-	467,320	-	

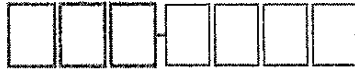
注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三	整理番号	1.		
費 目	調査研究費・研修費（ <u>広報広聴費</u> ）・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	東山短信2024はがき印刷代				
支 払 金 額	89,320円	按分率	100%	計 上 額	89,320円
按分率の考え方	全て政務活動				
備 考	全文府議会報告				
<p>（領収書は、重ならないように貼付してください。）</p> <p><u>別添のとおり</u></p>					

郵便はがき



東山短信 2024年

府議会議員 自民党府議団 代表幹事

荒巻隆三

(ホームページ) <http://aramaki-ryuzo.jp>



▶ 令和6年度京都府予算編成に関する要望書を知事に提出しました。



RS.11.6(知事予算要望)

①事業者の事業継続等に対する支援②生活困窮者等への支援③安心できる健康・医療・福祉の実現④災害・犯罪等からの安心・安全の実現⑤子育て環境日本一・京都の実現⑥誰もが活躍できる生涯現役・共生京都の実現⑦共生による環境先進地・京都の実現⑧未来を拓く京都産業の実現⑨文化の力で世界に貢献する京都の実現

これらをはじめとする物価高騰等に対する重点要望4点と「あたたかい京都づくり」に向けた府政重点要望48点に加え、各部局への要望を提出説明致しました。

▶ 令和6年度政府予算等に関する重点要望書を政府に提出しました。



RS.11.28(政府予算要望)

京都府は、府民の皆様が、安心して、豊かに暮らし、将来に向かって夢を抱いていただくため、「あたたかい京都づくり」を推進しているところです。全ての営みの土台となる「安心」では、新興感染症や自然災害等から府民の皆様様の命と暮らしを守るための取組を進めています。「子育て環境日本一」の取組を進化させるとともに、生涯現役、環境とも共生した社会づくりを進めています。文化庁京都移転を契機とし、2年後に迫った大阪・関西万博を見据え、新たな文化政策を展開しています。また、伝統から先端まで多様な業種が集積する産業や、人口当たりの数が多い学生などの力を最大限発揮させるための取組を進めています。これらを主要事項とする73項目について政府に対し要望致しました。

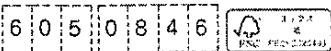
* 例年1月に開催させて頂いております「府政報告会 新春の集い」は、京都市長選挙の日程と前後するため、2024年の開催は夏季にて予定を致したいと存じ上げます。御理解と御協力の程よろしく御願い申し上げます。

陽光降り春の温もりの到来が待ちどしい今日この頃で御在居ますが、皆様如何お過ごしでしょうか。
物価高やエネルギー価格高騰が続く現況に対して、迅速なる京都府の施策推進が喫緊なる優先課題で在ると捉まえて居ります。
消費者の負担軽減や事業者の経営効率化を支援し、コロナ禍で傷付いた経済を再生し府民の暮らしを支える府民に寄り添う京都府議会の取組を議会運営委員長として邁進して参ります。
オーバートリズムや少子化問題の構造的解決も手掛け、誰もが健やかに暮らせる社会を御子達を育み地域社会を活性化し伝統文化を大切に令和六年度予算にも予算委員長として努めて参る所存で御座います。

京都府議会議員
議会運営委員長
予算特別委員長
自民党府議団 代表幹事

荒巻隆三

事務所 東山区五条橋東二丁目一八一
五建ビル四階C
電話 五五二一八〇七六 FAX 五五二一八二二



御 請 求 書

(月限)

令和 5 年 12 月 20 日

荒巻隆三事務所様

(有) ミノル印刷

税込合計金額 ¥ 89,100

〒605-0837
京都市東山区新宮川前五条上町山田町499
TEL(075)531-4924 FAX(075)525-0451

摘 要	金 額	備 考
前 月 請 求 残 高	0	
別 紙 請 求 書 (税込) / 枚	89,100	ハガキ 6000枚
お 立 替 ()		
当 月 請 求 額	89,100	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは、京都中央信用金庫 東五条支店 当座№28-0260155
有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお願い致します。



キャッシュサービス
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年 月 日	取扱店	標番	取引番号
05-12-29			
銀行番号 支店番号 □ 座 番 号			
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥89,100	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:54	0027		

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥220 利用料 ¥0
 京都中央信用金庫
 東五条支店
 当座預金 260155
 ㊦ ミノル印刷 様

ご依頼人 電話 0755418078
 アラマキリユウソウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三	整理番号	2・3		
費 目	調査研究費・研修費 <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	東山短信2024はがき代				
支払金額	378,000円	按分率	100%	計上額	378,000円
按分率の考え方	全て政務活動				
備 考	全文議員活動報告				
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p>					

領収書
荒巻隆三 様

[販売]
通常葉書ヤマユリ (63円)
63円5,000枚 ¥315,000

小計 ¥315,000

課税計(10%) ¥0
(内消費税等(10%) ¥0)
非課税計 ¥315,000

△計 ¥315,000
お預り金額 ¥315,000

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時：2023年12月14日 17:00
発行No. 231214J6492 端N78箱05
連絡先：京都今熊野郵便局
TEL:075-561-6938

3

郵便切手類及び印紙売渡証明書

銘柄	単価	枚数	金額
葉書	63円	1000枚	63000円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
合計			63000円

上記の通り売渡した事を証明します。

荒巻事務所 殿

平成 25 年 12 月 13 日
京都市東山区古門前通大和大路東入2丁目3吉町339番地
電話 075-525-1110

東山 知恩院前 郵便局管内

指定郵便切手類販売者

村井美樹

※売渡証明書は、印紙税法に定める課税物件ではない。
この文書は、金券である郵便切手及び印紙を売り渡したことを証明するものであるから、いずれの課税物件にも該当しない。
なお、この文書に、「上記金額を受領しました」等、金銭又は有価証券の受領事実を記載したものは、印紙税法別表第一第十七号の1に掲げる文書に該当する。

(17.11(財)全国郵便切手販売協会調製)

2

第9号様式（第7条関係）

令和5年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

荒巻 隆三

配布物 (名称)	TV生中継のご案内		規格	葉書				
配付先	事前登録者等		作成部数	6,300部				
	無 有		充当有の場合					
			支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)	領収書 整理 番号	備 考
印刷・ 作成費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(有) ミノル印刷	62,700	100%	62,700	4	6,300通 62,370円+手数料330 円 ※残部は、手配布
封筒代	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
封入封 緘費用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
所要 経費	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	東山郵便局	395,262	100%	395,262	5	63円×6,274通
	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ヨドバシカメラ	10,800	100%	10,800	6	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
同封物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	政務活動費の 充当対象			0		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	政務活動費の 充当対象外	-	-	-	-	
合 計				468,762	-	468,762	-	

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。



ぜひ、御覧
ください。

(写真は過去の予算特別委員会総括質疑を行った
荒巻の写真です。今回は委員長として総括質疑
の質疑と答弁のやり取りの運営を司ります。)

KBS京都にて放送予定!!

- 京都府議会 予算特別委員会 総括質疑 生中継**
- 令和6年3月14日(木)午後1時から放送予定
 - ダイジェスト版は3月28日(木)12時55分から放送予定

インターネット中継からも御覧いただけます。

京都府議会

検索



※皆様の、府政へのご意見を、下記までお寄せください。



京都府議会議員
あらまき隆三事務所

☎ 605-0846
東山区五条橋東二丁目 18-1 五建ビル四階C
☎ 075-541-8078 FAX 075-561-2812

郵便はがき

□□□□□□□□



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 卷 隆 三	整理番号	4
費 目	調査研究費・研修費（ <u>広報広報費</u> ）・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支 払 内 容	TV生中継の御案内はがき印刷代		
支 払 金 額	62,700円	按分率	100%
		計 上 額	62,700円
按分率の考え方	全て政務活動		
備 考	全文府議会報告		

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

別添のとおり

御 請 求 書

(月限)

2024年 3月 7日

荒巻隆三事務所 様

(有) ミノル



〒605-0837
 京都市東山区新宮川筋五条上る山田町499
 TEL(075)531-4924 FAX(075)525-0451
 登録番号 T2130002010255

税込合計金額 ¥ 62,370 -

摘 要	金 額	備 考
請 求 金 額 (税抜)	56,700	別紙請求書 / 枚
消 費 税 額 (税率10%)	5,670	
お 立 替 ()		
当 月 請 求 額	¥62,370	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは、京都中央信用金庫 東五条支店 当座No.28-0260155
 有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお願い致します。

**キャッシュサービス
ご利用明細票**

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年 月 日 取扱店 振替 取引番号
 06-03-29

銀行番号 支店番号 □ 座 番 号

*****現金振込*****

お取引内容 お取引金額
 お振込 ¥62,370

時刻 受付番号 お取引後残高
 14:38 0104

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥330 利用料 ¥0
 京都中央信用金庫
 東五条支店
 当座預金 0260155
 1) ミノルインサツ 様

ご依頼人 電話 0755418078
 アラマキリユクソウカン 493 様

お釣 ¥7,300

※裏面のご案内もご覧ください。

4

御 請 求 書

荒巻隆三事務所様

(有)ミノル印刷

2020年 3月 7日

〒605-0837 京都市東山区山田町499番地
 TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
 登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
テレビ中継のお知らせDM	6,500	56,700	
(上記DMの料金別納郵便入10/10)			
消 費 税		5,670	
合 計		62,370	

上記の通りご請求申し上げます。

4

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三	整理番号	5
費 目	調査研究費・研修費（ <u>広報広報費</u> ）・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支 払 内 容	TV生中継の御案内発送費		
支 払 金 額	395,262円	按分率	100% 計 上 額 395,262円
按分率の考え方	全て政務活動		
備 考			
<p>（領収書は、重ならないように貼付してください。）</p> <p><u>別添のとおり</u></p>			

領収書

荒巻隆三事務所 様

[別納引受]
第二種通常はがき
⑥63 6,274通 ¥395,262

小計 ¥395,262

郵便物引受合計通数 6,274通
課税計(10%) ¥395,262
(内消費税等(10%) ¥35,932)
非課税計 ¥0

合計 ¥395,262
お預り金額 ¥400,000
おつり ¥4,738

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 3月11日 11:25
発行No. 240311A9773 端N06箱04
連絡先: 東山郵便局
TEL: 0570-943-447

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三	整理番号	6
費 目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支 払 内 容	TV生中継の御案内宛名ラベル代		
支 払 金 額	10,800円	按分率	100% 計 上 額 10,800円
按分率の考え方	全て政務活動		
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

別添のとおり

ヨドバシカメラ

マルチメディア京都
電話番号 075-351-1010
登録番号 T5011101021978

領 収 書

荒巻隆三様



お問合せサイト番号 8321-1017-002932 2024年03月07日 09時54分	印紙税申告納 付につき四谷 税務署承認済
--	----------------------------

販売担当者 小島 怜子

---ご注文番号---(NO. 3774771734)---
エーワン 4906186315401
31540 1点 3,600
---ご注文番号---(NO. 3774771737)---
エーワン 4906186315401
31540 2点 7,200

合 計 10,800
(内消費税 981 含む)

10%対象 10,800
(10%内消費税 981 含む)

現金支払い額 10,800
(内消費税 981 含む)
お預かり額 15,000
つり銭 4,200

【引取り・出張修理専用ダイヤル】
0120-203044(受付時間9:30-20:00)

当商品の返品・交換等につきましては必ずこのレシートとお会計時のポイントカードをお持ち下さい。
持参なき場合は対応出来かねます。

毎度ありがとうございます。またのご来店をお待ち申し上げます。
インターネットショッピングは
<https://www.yodobashi.com>

会派・議員名

荒巻 隆三

配布物 (名称)	あらまきりゅうぞう通信 Vol.16	規格	A3両面3枚
配付先	事前登録者等	作成部数	8,000部

			充当有の場合					領収書 整理 番号	備 考
	無	有	支出先・内容等	支出額 (円)	按分率 (%)	計上額 (円)			
所要経費	印刷・ 作成費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(有) ミノル印刷	662,310	100%	662,310	7	8,000枚 ※968部は手配布及び在 庫分 ※660,000円+手数料 2,310円
	封筒代	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(有) ミノル印刷	128,260	100%	128,260	8	8,000枚 ※968部は手配布及び在 庫分 ※127,600円+手数料 660円
	封入封 緘費用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	送付等 費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	東山郵便局	661,008	100%	661,008	9	94円×7,032通 ※968部は手配布及び 在庫分
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
同封物	政務活 動費の 充当対 象	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				0		
	政務活 動費の 充当対 象外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-	-	-	-	
合 計				1,451,578	-	1,451,578	-		

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

あらまきりゅうぞう通信

京都府議会
報告
Vol.16

RYUZO ARAMAKI



平素はご指導や貴重なご意見をお聞かせ賜り御礼を申し上げます。さて、3月22日(金)に、令和6年2月京都府議会定例会の審議議案が全て議了し、閉会を致しました。

令和6年度の当初予算及び令和5年度2月補正予算が可決されて1兆44億7,600万円の予算が成立致しました。

今回の予算は、府政運営の羅針盤となる京都府総合計画に基づき、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から「あたたかい京都づくり」を加速化するために必要となる予算であり、誰もが未来に夢や希望を持てる「あたたかい京都づくり」を、府民の皆様の実感していただけるよう、地域や企業、大学など、様々な主体との連携を一層深めながら、京都府とともに取組を加速してまいります。

長引く物価高騰への対応、中小企業への支援、農林水産業への支援、府民の暮らしや福祉の行き届いた生活支援、賃上げできる環境の整備等、これらを重点化し、府民のニーズに応えた政策を推進してゆきます。

尚、今回の通信は先般の2月定例会での我が会派からの代表質問の要旨と、我が会派と各会派からの予算特別委員会総括質疑の要旨と、それに対する京都府理事者の答弁のやりとりを分かり易くまとめたものですので御拝読賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

京都府議会議員 自民党府議団 代表幹事
京都府議会 議会運営委員長
予算特別委員長
京都府地方税機構議会 議長
荒巻隆三

令和6年2月定例会における特筆的な代表質問の要旨と答弁(令和6年2月19日・20日)

1. 令和6年度当初予算案及び京都府総合計画の着実な推進について

質問

来年度は、西協府政2期目の折り返しとなる重要な年と考えるが、「あたたかい京都づくり」の実現に向け、どのような思いを込めて予算編成を行ったのか。また、特に知事が力を入れて取り組む施策についてはどうか。

答弁 知事

京都府総合計画改定後の令和5年度には、子育て支援医療費助成制度の拡充や、子どもの教育のための総合交付金の創設、アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都のオープンなど、着実に成果が出始めているところでございます。

こうした取組を推進いたしますとともに、総合計画に盛り込んだ施策を着実に進めていくため、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点に基づく「あたたかい京都づくり」の加速化に必要な予算を編成したものでございます。

特に力を入れて取り組む事業につきまして、1つ目の、全ての営みの土台となる「安心」では、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、精神障害者の入院・通院に係る医療助成制度を創設いたしますとともに、能登半島地震では、木造住宅等に甚大な被害が生じたことから、木造住宅等の耐震化支援制度を緊急的に拡充し、府域における地震対策を加速してまいります。

2つ目の、子どもたちを育み、絆を守る「温もり」につきましては、昨年の12月に「子育て環境日本一推進戦略」を改定し、条例も御議決いただいたところであり、まさにスタート台に立った気持ちで、力を入れて取り組むことといたしました。

まずは、子育てに対してポジティブなイメージを広げるため、商店街等で若者が企画し子どもが主役で運営する京都版ミニ・ミュンヘンを実施いたしますとともに、「まち全体で子どもを見守り支える」まちづくりを進めるための計画認定制度を創設し、計画策定段階からハード・ソフト一体となって市町村を伴走支援してまいります。また、私立高等学校あんしん修学支援制度につきましては、新たな年取区分を設け、支援金額を引き上げることとしております。

加えて、人手不足が深刻化する中、農林水産業、建設業、観光業、地域交通などについては、各業界の実態を踏まえた人材確保対策や、高度人材の育成を支援してまいります。

3つ目の、希望や活力の源泉となる「ゆめ実現」につきましては、着実に成果が見え始めている産業創造リーディングゾーンを前に進めるとともに、国内最大級のスタートアップイベント「IVS KYOTO」の開催など、未来を拓く京都産業の実現に向け取り組んでまいります。

また、文化庁移転を契機に府市協調のもと「文化庁連携プラットフォーム」で新たな文化施策の検討を進めますとともに、大阪・関西万博に向けた機運醸成や府内誘客に向けた取組をオール京都体制で推進してまいります。

今回の当初予算に盛り込みました各施策を着実に実行し、誰もが未来に夢や希望を持てる「あたたかい京都づくり」

の実現に向けた歩みを加速させてまいりたいと考えております。

質問

京都市の松井新市長は、「突き抜ける世界都市京都をつくる中で、府市協調、広域連携、オール京都体制による京都全域の更なる発展につなげる」と掲げており、府市協調は周辺地域も含めた新しい段階に進むべき時期が到来していると考えているが、オール京都体制による府市協調について、今後どのように連携を深化し、展開していくのか。

答弁 知事

府内人口の約6割を占め、優れた文化や産業が集積する京都市との連携は、府域全体の発展にとって重要であります。

これまで、二重行政の解消や行政の効率化、府民・市民の目線に立った住民サービスの向上に繋げるだけでなく、企業や地域の皆様などの力を結集するオール京都の取組へと発展させ、京都経済センターの開設や文化庁京都移転の実現などの大きな成果を上げてまいりました。

そうした中、松井次期京都市長は、「突き抜ける『世界都市京都』をつくる」を公約として、子どもと家庭の幸福を市政の柱に据えた府市協調での「子育て・教育環境日本一」の実現、若者・子育て世代の流出を止め、定住できる仕事と居住空間づくり、「大学のまち」「学生のまち」の魅力を高め、働き住み続けられるまちづくり、府や近隣自治体と連携した、「文化首都」にふさわしい「大京都圏」整備の促進、府市協調をさらに前進させた、周辺地域と連携したオール京都の活性化などの必要性を訴えてこられました。

こうした松井次期京都市長の思いは、「子育て環境日本一・京都の実現」や「文化の力で世界に貢献する京都の実現」、「交流と連携による活力ある京都の実現」などを掲げ、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府」を目指す、京都府総合計画とも同じ方向を向いたものであると認識しております。

その上で、私は、府と市が核となり、周辺自治体や国内外の経済界・大学等を巻き込むなど、オール京都の枠組みを進化させるとともに、国との連携も強め、長い歴史の中で育まれた文化や産業、知の集積などの京都の力を活かしながら、より高いレベルの府市協調の取組を、松井次期京都市長と実現してまいりたいと考えております。

例えば、国内外の企業が集積し、世界をリードする産業創造拠点となる京都の実現、大学や研究機関など京都に集積する知的リソースを活かした、多様な人材が活躍できる京都の実現、文化を軸に新たな価値を創造し、文化の力で世界に貢献し、世界から注目される「文化の都・京都」の実現など、府と市だけでは実現できない、夢と希望のある京都づくりを目指し、オール京都の力を基盤に、さらにチャレンジを続けてまいりたいと考えております。

質問

明治以来初となる中央省庁の移転により、文化庁は令和5年3月から京都で業務を開始したが、2年目を迎えるに当たり、本府としてどのような文化施策を展開し、地方創生につなげていくのか。

答弁 知事

文化庁は、昨年3月に京都での業務を開始され、文化庁移転の意義である地域文化を活かした地方創生の実現に向けて、「文化観光」及び「食文化」の推進本部を設置され、様々な取組を進められております。

文化庁を迎えた京都府といたしましても、京都の文化の魅力を活かし、文化による地方創生につなげていけるよう全国のモデルとなる事業に取り組んでいく必要があると考えております。

そのため、今年度は府内市町村や京都商工会議所などの経済界、文化や観光の団体などが参加するオール京都の推進体制である「文化庁連携プラットフォーム」を構築し、京都の文化観光や食文化などをテーマとしたワーキングやシンポジウムの開催を通して、文化・観光・経済の好循環を目指す取組など、地方創生につなげる新たな文化施策について検討を深めてきたところでございます。

また、昨年9月の文化庁移転記念事業「きょう ハレの日、」における、太刀振りなどの民俗芸能や府内各地の食文化の紹介など、京都文化の魅力発信にも取り組んできたところでございます。

文化庁移転2年目となる令和6年度以降の展開としては、大阪・関西万博も見据え、今年度の取組をさらに充実・強化させていきたいと考えております。

例えば、芸術分野では、府の「Art Collaboration Kyoto」と京都市が実施するアートフェアとの連携強化による国際アート市場の創出、京都市立芸術大学が民間企業と進めるプロジェクトなどとも連携したアートとテクノロジーの融合

音楽分野では、文化庁が進める日本版グラミー賞の取組と連携した社寺などの文化財を活用した音楽の祭典の開催、京都市や民間団体とともに京都から世界で活躍する音楽家を育成するための教育プログラムの構築などについて取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、芸術分野や音楽分野に限らず、「文化の都・京都」が実現できますよう、文化をあらゆる分野に活かした様々な取組を、プラットフォームにおいて検討してまいりたいと考えております。

今後とも、京都市をはじめとする府内市町村や民間団体、大学等と連携したオール京都体制を一層強化するとともに、文化庁との連携を深め、文化による地方創生の実現に向けた取組を本格化させてまいりたいと考えております。

2. 京都府における農業の人材育成について

質問

農業を魅力ある産業として持続的に成長させるとともに、生産基盤である農山漁村を守っていくためには、農業生産を支える担い手の確保と育成が重要となるが、本府における農業の人材育成に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 国は、農村や農業に関わる人を増やし、農村や農業インフラを維持する方向性を打ち出しており、本府においても、移住者をはじめとする多様な人材の農業への参画など、積極的に推進すべきと考える。農業者の減少や生産資材の価格高騰、頻発化・激甚化する気象災害など、かつてない厳しい状況や情勢の変化に直面する中においても、本府の農業が維持・発展できるよう、人材育成を進める必要があると考えるが、目指すべき人材育成の方向性をどのように考えているのか。

(2) 京都フードテック基本構想では、一次産業の研究拠点の機能強化を図るため、府農林水産技術センターを府立農業大学校の敷地内に移転・集約し、フードテックを活用した次世代型農林水産業の実現に向けた生産技術の研究開発や人材育成等に取り組むこととしている。こうした動きに合わせ、求められる農業人材の育成が可能となるよう、本府の農業人材の育成拠点である府立農業大学校の機能強化が必要と考えるが、今後の展望はどうか。

回答 知事

京都府では、京の農産物のブランド力を活かして経営規模の拡大等を積極的に行う農業者が増加しており、この10年間で企業的経営を行う経営体が約2割増加する一方、高齢化を背景に家族経営体は3割以上減少するなど、農業構造が大きく変化してきております。

京都府農業の維持・発展に向けては、増加する企業的経営を担う次世代の人材として、農業だけでなく、マーケティングや財務などの高度な経営能力を備えた経営人材と、栽培の専門的知識やDXの活用など専門的で高度な技術を有する技術人材を育成することが喫緊の課題と考えております。

同時に、家族経営における多様な人材の確保・育成も重要で、地方回帰の流れを好機に、半農半Xや定年帰農者などを農業・農村の担い手として位置付け、地域への定着をサポートすることで、担い手のすそ野を広げ、地域農業を守ってまいりたいと考えております。

京都府では、これまでから、新規就農者を確保・育成するため、農業大学校において、新卒者に対し農業の基礎から実践までを教育するとともに、他業種からの参入者を確保するための就農相談や、就農準備のためのインターンシップ、担い手養成実践農場での研修を支援しており、毎年約150名を確保しているところでございます。

今後は、基本的な農業技術や知識の習得に加え、様々な教育ニーズに対応できるよう、企業、大学、研究機関や団体、市町村との連携など、施策のウイングを広げてまいりたいと考えております。

具体的には、経営人材の育成には、マネジメントの中核人材として求められるスキルを習得するため、生涯現役クリエイティブセンターでのマーケティングや財務、人事管理等の講座の受講、企業派遣による民間の経営ノウハウの体験、更には、インキュベーションファームでの、総合的なマネジメント活動の実践などが必要と考えております。

技術人材の育成には、農林水産技術センターや、今後設置予定の「京都府プレミアム中食オープンイノベーションラボ(仮称)」を活用し、スマート技術や6次産業化など、生産性や付加価値向上に資する最新技術の習得、また、実践力を更に高めるためのITや食品企業への派遣研修などが効果的だと考えております。

兼業や副業などの多様な人材の育成には、半農半Xや定年帰農、農福連携など、それぞれのライフスタイル、特徴に合った営農モデルの提案や、必要な知識、技術を習得するリカレント教育の実施、市町村と連携した移住施策による定着支援の強化などが求められていると考えております。

こうした人材を育成するプログラムの策定につきましては、産学公民連携により検討したいと考えており、既に府内の高校・大学、企業などの関係者と意見交換を行い、連携・協力の賛同を得ているところでございます。

併せて、こうした人材育成のネットワークと連携して、農・林・水産の分野を横断して、募集から教育・研修、就業、定着まで、一人一人の希望に寄り添って一貫したサポートを行います「農林水産業人材育成センター(仮称)」を司令塔とする体制づくりについても検討してまいりたいと考えております。

来年度には、農林水産業の人材確保・育成の方向性を具現化する新たな戦略の策定を行うこととしており、必要な予算案を今定例会に提案しているところでございます。

今後とも、農業・農村を支える人材の確保・育成を強化し、魅力ある京都の農業と活気ある地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、農業大学校の機能強化についてでございます。

農業大学校は、京都府の農業人材の育成拠点として重要な役割を担っており、これまでに約3,400人が卒業し、1億円を超える売上げを誇る京都府を代表する農業経営者を輩出するなど、京都府農業の発展に大きく貢献してまいりました。

現在の教育課程は、専業農家を目指す新卒者などを対象に2年間の教育・研修を行う「農学科」と、就農を目指す社会人を対象に短期研修を行う「研修科」を設けております。

「農学科」につきましては、収益性の高い京野菜や宇治茶の技術習得に加え、インターンシップ研修などの実践教育

に取り組んでおりますが、卒業後直ちに独立就農し、経営者を目指す、あるいは専門技術を活かして就業を目指す学生には、限定的なカリキュラムに留まっております。

在校生や卒業生からも、「厳しい中でも儲かる農業ができるよう、高度な経営スキルを学びたい」「最先端技術を身に着け、先進的な法人で活躍したい」といった声が聞かれるようになりました。

このため、「農学科」においては、生涯現役クリエイティブセンターと連携した、高度な経営スキルを学べる講義や、今後機能強化する農林水産技術センターの研究開発・実証と一体化した、スマート技術などのフードテックの習得を実施したいと考えております。

さらに、独立就農に向けて、「農学科」を卒業後、マーケティングや経営マネジメントの手法などを学べる新たなコースの創設を検討することとしております。

コース終了後は、法人経営体での現場実践研修を経て起業し、地域に定着・定住するまでのフォローアップをする新たな事業にもチャレンジしてまいりたいと考えております。

「研修科」につきましては、京野菜の栽培や機械操作などの社会人向けの研修を実施しておりますが、近年は、半農半Xや定年帰農者など、副業的・趣味的に農業を始めたい方々の受講希望が増え、有機栽培など、研修ニーズも多様化しております。

このため、半農半Xや定年帰農者に加え、障害者や子育て中の女性の就業も見据え、大学・企業の人材や知見を活用して幅広いニーズに対応した新たなコースを創設するなど、裾野の広い農業人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、農業大学校が魅力ある人材育成拠点になるよう、新たな人材育成戦略の中で機能強化に向けた体系化やカリキュラムの充実などの検討を進め、京都農業の人材確保に努めてまいりたいと考えております。

3. 中小企業の事業継続について

質問

府内中小企業や小規模事業所は、コロナ禍の影響が残る中、原材料やエネルギー価格の上昇、人手不足等により、非常に厳しい経営環境におかれているが、中小企業の事業継続に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 令和5年の府内倒産件数は2年連続で前年度を上回ったと聞か、中小企業や小規模事業所を取り巻く現状と本府がこれまで実施してきた支援策の効果について、どのように認識しているのか。

(2) ゼロゼロ融資の返済開始が本年度から本格化する中、本府においては、府内各地域で、各金融機関、商工会議所、商工会と連携し、各企業に寄り添った支援を実施しているが、返済に不安を抱え資金繰りの厳しい企業について、どのように把握し、具体的な対策を講じているのか。また、これらの企業の事業継続に向けた支援策についての考えは

どうか。

答弁 知事

コロナ禍においては、行動制限などにより社会経済活動が停滞したことで、中小企業は非常に厳しい経営状況におられました。

この危機を乗り切っていただけるよう、中小企業の事業継続のペースとなる支援は国が担い、京都府は地域の実情に応じた支援を行うことが重要との考えのもと、国・京都府とも前例のない規模で支援してまいりました。

とりわけ、京都府では、事業継続に必要な資金繰りについて、約1兆円の無利子・無担保・無保証料の融資を実行することで、コロナ禍における倒産件数は低い水準に抑えられたところでございます。

コロナ禍で傷んだ経済を立て直す中で、物価高騰が起こり、再び、中小企業は大きな困難に直面しております。

この厳しい状況から中小企業を守るため、無利子・無担保・無保証料の融資の借換えなどに対応する制度を創設いたしますとともに、金融機関と商工会等がチームを組んで伴走支援を行う、「金融・経営一体型支援事業」を立ち上げ、金融と経営の両面から中小企業の事業継続を支えてまいりました。

併せまして、物価高騰対策として、14,000社を超える中小企業に対し、省エネ機器の導入を支援するなど、累次にわたる補正予算を編成して支援をしてまいりました。

これらの支援の効果もあり、リーマンショック当時のように倒産が相次ぐ状況は避けられているものの、令和5年の府内企業の倒産件数は増加傾向にありますことから、警戒すべき状況だと考えております。

このため、今定例会に、金融・経営一体型支援体制の強化や、中小企業の生産性・付加価値向上への支援などの予算案を提案しており、引き続き中小企業の事業継続や経営強化を後押ししてまいりたいと考えております。

次に、金融・経営一体型支援事業についてでございます。本事業では、特に支援を必要とする企業を、早期に発見し、迅速な支援につなげるため、特別経営指導員を増員するなど、支援体制を強化をし、金融機関が融資返済に懸念を持つ中小企業や、経営支援員が伴走支援の中で把握した事業継続が困難な中小企業を掘り起こし、重点的に支援を行っております。

まず、金融機関と商工会等とで経営・財務状況を共有し、支援先企業の強み・弱みを分析した上で、取り組むべき課題や対応策を明確化した経営改善計画の作成などを支援をいたします。

次に、計画の実現に向け、金融機関と連携した資金繰り支援により当面のキャッシュフローに目途をつけ、その上で、中長期的な収益確保に向け、生産性向上に向けた補助金や専門家派遣など、経営者が自走して経営改善できるよう、1社1社の状況に応じた伴走支援を行っております。

また、多くの中小企業の経営者が直面している大きな課題は、コロナ禍で表面化したデジタル化の遅れや、人手不足でございます。

そのため、今定例会において、専門家による中小企業のデジタル化に向けた伴走支援やAI・IoTなどの導入による経営効率化の支援に加えまして、新たに「京都企業人材確保センター」を立ち上げ、中小企業の人材確保を総合的・効率的に支援するための予算案を提案しているところでございます。

今後とも、厳しい状況にある中小企業が事業継続していただけるよう、後継者不足の課題も含めて、全力で支援してまいりたいと考えております。

▶令和6年2月定例会における特筆的な予算特別委員会総括質疑の要旨と答弁(令和6年3月14日)

1.向日町競輪場の再整備について

質問 DDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDD

向日町競輪場基本構想では、車券売上・収支の見通しと併せて、持続可能な競輪事業に向けた取組、再整備後の新たな競輪場のコンセプトやゾーニング、競輪施設・機能の集約化に伴う余剰スペースの活用等の方向性を示しており、向日市民として誇りの持てる市のシンボルとなるような施設整備を期待するが、本基本構想を踏まえた向日町競輪場の再整備に向けた想いはいかがでしょうか。

DDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDD 答 弁 知 事

向日町競輪事業につきましては、「向日町競輪事業外部有識者会議」において、当面の収支見通しに基づく持続可能性等について議論された結果、存続の方向で意見が集約されたことを受け、昨年2月、京都府として「今後のあり方に関する基本的な考え方」を取りまとめ、今後も競輪事業を継続することといたしました。

その後、地元説明会の実施やパブリックコメントなどを経て、昨年12月、競輪事業の継続に必要な施設の再整備を実施するための「向日町競輪場基本構想」を策定したところでございます。

「基本構想」では、再整備後の新たな競輪場のコンセプトとして、「自転車を通じて、交流・賑わいが循環する競輪場」と定め、具体的には、

- ・安全・快適で、コンパクトな競輪場
- ・自転車競技関係者や自転車愛好家が集う競輪場
- ・地域と共生する競輪場

という3つの方向性を示したところでございます。

再整備の実施に当たりましては、このコンセプトを踏まえまして、競輪場敷地全体を、

- ・エントランスゾーン
- ・管理・運営ゾーン
- ・観戦・投票ゾーン
- ・交流・賑わいゾーン

にゾーニングをし、バンクやスタンドなど競輪事業の継続に必要な施設は、「管理・運営ゾーン」及び「観戦・投票ゾーン」に集中的に配置することとしております。

その上で、老朽化が著しい施設の解体・除去により安心・安全の確保を図るとともに、来場者数を踏まえた施設や機能の集約化を行い、新しい観戦スタイルなどに対応した施設の再整備を実施することで、来場者に対するサービスの向上、選手や競技者の競技環境の改善及び運営の効率化を図ることとしております。

こうした再整備の実施によりまして、向日町競輪場を競輪開催の場としてだけでなく、地域の交流や賑わいの拠点となる施設へと転換させ、競輪や自転車競技の関係者のみならず、府民に広く親しまれる存在へと変革してまいりたいと考えております。

質問 DDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDD

向日町競輪場の再生に向けては、施設の集約化に伴う余剰スペースにおいて、スポーツ活動や防災の拠点等として整備され、府民に広く親しまれる施設にすることが重要と考える。昨夏からスポーツ施設のあり方懇話会の開催など屋内スポーツ施設の整備検討を続ける中、今月、アリーナ整備の早期決断を要望する10万筆を超える署名が提出されたが、この間の懇話会や意見聴取会議等での意見や技術的検討も踏まえ、現時点における屋内スポーツ施設整備についての考えはどうか。

DDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDD 答 弁 知 事

屋内スポーツ施設の整備検討に当たりましては、この間、府立大学と向日町競輪場を候補地としながら、スポーツ施設のあり方懇話会を開催し、委員の皆様から御意見をいただきますとともに、共同体育館意見聴取会議や府民の皆様からの意見聴取会など、様々な場面で幅広くご意見を伺ってまいりました。

委員からは、

・府内で国際大会が開催できていない。誘致競争力を持つためには、大規模な施設が必要

・向日町競輪場であれば、多機能で複合的な施設の整備が可能なのではないか

などとの御意見を頂いたところでございます。

府立大学及び向日町競輪場の双方とも、整備地としてのポテンシャルを有している中で、

・「向日町競輪場基本構想」に基づく競輪場再整備との相乗効果が期待できること

・屋内スポーツとサイクルスポーツを含めた府内スポーツ振興における大きな拠点化が図られること

などを総合的に検討した結果、国際大会を誘致できる規模の屋内スポーツ施設については、向日町競輪場に整備したいと考え、今後、さらに専門的・技術的に検討を重ねながら、具体的に整備に向けた準備を進めてまいりたいと考え

ております。

なお、府立大学共同体育館につきましては、学生利用を大前提といたしまして、防災機能や府民利用機能を付加した体育館として整備をしまいたいと考えております。

2.産業創造リーディングゾーンについて

質問

今回の予算案においても、拠点となる施設整備やプロジェクトの創出等を進める産業創造リーディングゾーン推進事業費を計上しているが、各リーディングゾーンの熟度も深化する中、その効果を具体的にどのような形で府域に波及させ、京都産業の活性化と府域の均衡ある発展につなげていくのか。

答弁 知事

産業創造リーディングゾーンは、世界から注目されるテーマを設定し、産業集積に必要となる拠点整備と国際的なオープンイノベーションを同時に展開するものでございます。

この取組に、スタートアップをはじめとする内外の企業に広く参加いただくことで、京都産業の活性化につなげますとともに、10か所の拠点を南北にバランスよく配置し、府域の均衡ある発展にもつなげていきたいと考えております。

施策の推進にあたりましては、企画理事をトップに、庁内の関係部局が横断的にチームを組み、常に課題を共有しながら取り組むことで政策目標を実現したいと考えており、このため必要となる関連予算を今定例会に提案しているところでございます。

具体的な活動として、まず、拠点整備につきましては、用地を無償で提供いただくなど、立地ニーズに迅速で柔軟に対応できるよう民間企業の御協力を得ながら進めており、スタートアップをはじめ、内外の企業に立地していただくよう、誘致活動にも努めております。

また、国際的なオープンイノベーションにつきましては、例えば、アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都においては、フェムテックや子どもの能力開発などの社会課題に取り組むために立ち上げた部会と、英国の芸術大学RCAのイノベーション推進部門との交流を加速させるなどグローバルな取組を進めております。

「けいはんなフードテックヒル(仮称)」など、他の拠点におきましても、内外の大学や研究機関、企業が参画したテーマ別の研究会活動を加速化させており、既に海外からのミッションを受け入れている事例も出てきております。

今後とも、京都産業の特性を活かしながら、各地のリーディングゾーンが魅力ある拠点として世界的に評価され、産業振興とともに地域振興に資するよう取り組んでまいりたいと考えております。

質問

京都府は、地理的特徴を活かして地産地消型社会への

転換を進めるために、ZET-valleyを形成し、ゼロカーボンものづくりによるゼロカーボンまちづくりを目指すこととしているが、ZETサミットや府民向け勉強会「ZET-college」等を含むこれまでのZET-valleyの取組実績や成果はどうか。また、ZET-valleyは、産学公が連携した日本を代表するものであり、世界に発信する素晴らしい取組と考えるが、今後の取組方策や目標はどうか。

答弁 知事

世界的な課題であるゼロカーボン社会の実現に、京都が誇る知と技術の集積を活かして貢献してまいりたいと考えており、脱炭素関連の企業、研究機関が集積する向日市周辺エリアをリーディングゾーンとして、オープンイノベーションの推進と拠点の整備を図っているところでございます。

オープンイノベーションの具体的なテーマについては、向日市周辺エリアに集積するEVやバッテリー分野、CO2固定に先端的なバイオ技術の活用を中心に、15のプロジェクトを創出し、その取組を支援しております。

また、こうしたプロジェクトへの企業参画を促進いたしますとともに、新たなビジネスマッチングの創出と拠点への企業進出の機運醸成を図るために「ZET-summit」を開催しております。

サミットでは、最先端技術のトップランナーによる講演や30社を超えるスタートアップ企業によるピッチ会などを実施し、今年度のサミットでは12か国、約3,000名の参加があるなど、ZET-valleyへの関心度が高まっております。

拠点整備につきましては、向日市周辺が都市部であることから、まずは最先端の脱炭素技術を持つスタートアップ企業の集積に向け、インキュベーション施設の誘致に取り組んでおり、今定例会に、インキュベーション施設の整備に関する予算案を提案しているところでございます。

また、現在、複数の民間企業から提案を受けており、今後、企業立地について様々な要望があった場合には、地元の自治体と調整してまいりたいと考えております。

また、世界から更にスタートアップ企業等を集積し、オープンイノベーションを加速させるために、1万人以上が集まる国内最大規模の国際イベントIVSなどでZET-valleyのPRを行ってまいりたいと考えております。

今後とも、こうした取組を通じ、ゼロカーボンという世界的課題の解決と、それを牽引する産業創造を図りますとともに、向日市のゼロカーボンまちづくりにも貢献してまいりたいと考えております。

■ 京都の文化を次世代に継承するための取組について

質問

京都の暮らしに根付く茶道・華道等の生活文化や地域の伝統文化、食文化等を次世代に継承していくためには、京都の未来を担う子ども達が、文化に触れ関心を持つことができる機会の提供も重要と考えるが、京都の文化を次世代

に継承するための取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 来年度は、京都の強みである伝統文化を次世代に継承するために、どのような取組を実施するのか。また、どのような効果を期待しているのか。

(2) 府内の地域文化の担い手不足により文化の継承が危ぶまれる中、地域文化の継承を担う次世代の子どもたちへの働きかけが重要であり、国や市町村等との連携も必要と考えるが、今後の文化の継承に向け、どのような取組を展開していくのか。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 答 弁 知 事

京都は、千年を超えて日本の首都であった歴史を背景として、日本の伝統や文化を育んできた日本文化の中心地であり、現在も人々の生活の中に文化が息づいております。

しかしながら、近年の生活様式の変化や価値観の多様化などに伴い、能・狂言などの伝統芸能や、茶道や華道などの生活に根差した文化への関心が薄まりますとともに、親しむ人が減少傾向にあるなど、日本文化の次世代への継承が課題となっております。

このため京都府では、令和5年9月補正予算でお認めいただいた「文化芸術体験機会創出事業」などにより、伝統芸能をはじめとした様々な文化を鑑賞・体験する機会を子どもたちに提供してきたところでございます。

また、府教育委員会におきまして「高校生伝統文化事業」により、郷土の伝統文化を尊重するところを育むため、京都府にゆかりの深い茶道や華道などを体験する取組を進めてまいりました。

さらに令和6年度からは、小中学校での取組を強化するため、茶道の各流派や京都いけばな協会などと連携をし、府教育委員会とともに、府域の全小中学生が在学中に一度は茶道や華道などの生活文化を体験する取組を実施したいと考えており、今定例会に「文化の心次世代継承事業」の予算案を提案しております。

京都市においては、これまでから小学校では茶道体験を、中学校では華道体験を実施しており、府がこの事業を実施することで、京都府内のすべての小中学生が伝統文化に触れ、親しむ機会を持つこととなります。

これを契機に、子どもたちの日本文化への理解が深まり、愛着と誇りが育まれ、文化の次世代への継承に繋がることを期待しているところでございます。

次に、地域文化の継承に向けた取組についてでございます。

府内各地には食や祭りなどの魅力ある多様な地域文化が存在する一方、過疎化や高齢化による担い手不足などにより、地域文化の次世代への継承が危ぶまれる状況にあります。

そのため京都府では、市町村と連携し、各DMOに配置した文化観光サポーターが保存会等を伴走支援し、地域の

伝統芸能のアーカイブ化や地域文化を解説する資料集の作成を行うなど、地域文化の継承に向けて取り組んでまいりました。

また、地域文化の継承には、地域文化を担っていく子どもたちが地域の文化に愛着と誇りを持てるように、日頃から地域文化に親しみ、理解を深めてもらえることが大切だと考えております。

そのため、小中学校での文化体験に加えまして、例えば、
・文化庁との連携による伝統文化親子教室の充実
・伝統文化の継承に取り組む子どもたちの成果発表機会の拡大

・VRなどの最新技術を活用した伝統芸能の体験などの取組を推進してまいりたいと考えており、今定例会に「京都伝統文化の体験交流広場事業」の予算案を提案しております。

また、議員ご紹介の旧富岡鉄斎邸を活用した「文化と産業の交流拠点(仮称)」は、京都商工会議所が整備されたものであり、府と経済団体との連携により、実現した事業の一つだと考えております。

歴史ある富岡鉄斎のアトリエでの茶道や華道などの伝統文化の体験、交流室における舞やお囃子などの教室や発表会など、京都商工会議所によって様々な取組が充実することを期待しており、府も協力しながら、子どもたちが日頃から伝統文化に触れることができる身近な施設となるよう、努めてまいりたいと考えております。

今後とも、子どもたちが地域文化への愛着や地域への誇りを深め、地域文化が持続的に継承されていけるよう、文化庁や市町村、経済界等と連携して取り組みを進め、「文化の都・京都」の実現を図ってまいりたいと考えております。

■ ネットトラブル対策について

質 問 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

近年、青少年のSNSの利用増に伴いネット上のトラブルが増加しているが、ネットトラブル対策に関し、次の諸点について、警察本部長の所見を伺いたい。

(1) ネットトラブルに対する現状認識はどうか。また、これまでどのような対策を実施してきたのか。

(2) ネットトラブルの未然防止や被害が生じた場合の相談・対応についての具体的な対策や取組についてはどうか。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 答 弁 警察本部長

令和5年中、府警察で受理したサイバー犯罪に係る相談受理件数は5,533件で、5年前から2倍近く増加しており、委員ご指摘のSNS上でのトラブルに関する相談も多数寄せられています。

スマートフォンなどの普及によるSNS利用の増加などによって、ネットトラブルやサイバー犯罪の被害に関する府民の不安は高まっており、府警察としましては、ネットトラブル等の実態を的確に把握し、サイバー犯罪の取締りはもとよ

り、被害の未然・拡大防止対策を進めていくことが極めて重要であると認識しております。

府警察では、昨年、相談を端緒に、SNSのインフルエンサーの影響力を悪用した不正アクセス等事件を検挙するなど、サイバー犯罪の取締りを強力に推進しています。

被害防止対策では、府民のネットトラブル対処能力の強化を目的に、平成26年度から、大学や企業等の有識者からなるネット安心アドバイザーを府内の中学・高校等に派遣し、ネットトラブル対策講座を実施しており、情報モラル等の向上に取り組んでおります。

令和元年度からは、アクティブラーニングと呼ばれる手法を取り入れ、受講者が警察のタブレットを操作して、SNSトラブルや偽サイト・詐欺サイトなど5つのコンテンツによる被害の疑似体験を通じて、サイバー犯罪の手口や対処方法を学ぶ体験型ネットトラブル対策講座を導入しています。

体験型講座の受講者からは、「非常にわかりやすい」と好評を得ており、受講者数も増加していることから、今後、体験型講座等のコンテンツに、新たに闇バイト、サポート詐欺などを追加することとしています。

令和5年度からは、GIGAスクール構想に伴い児童・生徒に一人一台配備された端末により体験型講座を受講できるようにして、警察のタブレットの数にとらわれず、多人数や複数会場での同時開催に対応したほか、ネット利用の低年齢化に対しては、試験的に小学校低学年を対象とした情報モラル教室を開催したところです。

これらを踏まえ、令和6年度以降は、ネットトラブル対策講座の対象を低学年にまで拡大し、視覚に訴える電子紙芝居等年代に応じた教材を活用しながら低年齢層への情報モラル教育を進めていく予定としています。

また、現在、府立京都すばる高校の学生をサイバー防犯ボランティアに登録し、小学生に対する情報モラル教室を開催しているところですが、今後、こうした地域の多様な主体との連携を更に拡大し、被害防止の取組を強化することとしています。

■ 子育て環境の充実に向けた医療・保健・福祉と教育の連携構築について

質問 府民クラブ 副委員長 DDDDDDDDDDDDD

子育て環境の充実に向けた医療・保健・福祉と教育の連携構築に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 発達障害の認知度が高まり、乳幼児健診や保育所・幼稚園等でその可能性が指摘されるなど、発達障害の早期発見・早期療育が望まれる一方で、就学前までの医療・保健・福祉の支援履歴が就学を機に途切れる傾向にあることから、発達障害のある学齢期の子どもへの支援は、特に医療・保健・福祉と教育との連携が重要と考えるが、支援充実に向けた取組についての考えはどうか。

(2) 発達障害支援の早期開始の観点から、専門医療機関における長期間の初診待機を解消する必要があると考える。今回の予算案に計上する発達障害者支援体制整備

事業費では、専門医療機関とかかりつけ医との連携体制等の仕組みづくりを検討することとしているが、本府の取組と期待する効果についての考えはどうか。

DDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDDD 答 知 事

京都府においては、府立こども発達支援センターをはじめとする府内3か所の専門医療機関を中心に、発達障害のある学齢期の子どもへの支援を行っているところでございます。

委員御指摘のとおり、発達障害のある学齢期の子どもにつきましても、医療・保健・福祉・教育が連携して、包括的に支援することが重要でございます。

このため、まず山城地域において、山城教育局と府立こども発達支援センターが連携し、地域内の学校に対して、発達障害を判断する際に参考となるチェックリストを周知する、センターの受診にあたっては、保護者と学校が共同で作成する「情報提供書」により、自宅や学校での子どもの様子を見える化し、適切な支援につなげる、などの取組を始めているところであり、今後、他の地域でも取り組めるよう検討してまいりたいと考えております。

また、発達障害のある子どもと保護者への適切な支援のため、保健所を中心に、各地域において保健、福祉、教育などの関係機関が連携するための協議会を開催しているところでございます。

これらの取組を通じまして、発達障害のある子どもの育ちを支える医療、保健、福祉、教育の関係機関の連携強化を進めてまいりたいと考えております。

次に、専門医療機関とかかりつけ医の連携体制についてでございます。

京都府では、専門医療機関における初診待機期間が長期化している状況を受け、これまで医師の増員などに取り組んでまいりましたが、初診・再診ともに専門医療機関に診療ニーズが集中いたしますことから、いまだ初診待機の解消には至っておりません。

このため、発達障害者支援体制整備事業において、地域の小児科などの医療機関においても、発達障害の特性を理解しながら専門医療機関と連携して診療を担う仕組みづくり、専門医療機関と各地域の医療、保健、福祉、教育の関係機関が、情報共有を図りながら連携して子どもと保護者を支える体制づくり、などについて、専門医療機関、大学病院、医師会、市町村とともに、検討を進めてまいりたいと考えております。

これらの取組を通じまして、初診待機期間の短縮や保護者の不安解消を図り、全ての子どもが健やかに成長できる支援体制の充実にも努めてまいりたいと考えております。

■ 防災・減災対策について

質問 公明 副委員長 DDDDDDDDDDDDDDD

京都府地域防災計画には、本府として水道施設の耐震

これまで林田府政以降、約40年にわたり、トップ同士の懇談会を毎年開催し、二重行政の解消や行政の効率化、住民サービスの向上につなげてまいりました。

また、府と市の連携を核として、経済界や文化関係など様々な関係団体の皆様と力を結集するオール京都の取組に発展させることで、京都経済センターの開設や文化庁京都移転の実現などの大きな成果を挙げてきたところでございます。

私は、府市協調の取組は、京都府のさらなる発展に欠かすことのできないものだと確信をしており、例えば、直前に迫った大阪・関西万博を契機とした府域のさらなる発展、持続可能で地域振興にもつながる観光政策の推進、大学や研究機関などの知的リソースを活かした、多様な人材が活躍できる京都の実現などの課題に、府市協調のもとオール京都体制で取組を進めてまいりたいと考えております。

また、「突き抜ける『世界都市京都』をつくる」や「文化首都・京都を目指す」という松井京都市長の想いは、私の考えと相通じるものがあることから、今後の府市協調の在り方について、松井市長と対話を進め、府域全体の発展にもつながる新たな枠組みを検討してまいりたいと考えております。

今後は、周辺市町村や国内外の経済界・大学等も巻き込み、さらに国との連携も強め、長い歴史の中で育まれた文化や産業、知の集積などの京都の力を活かしながら、より高いレベルの府市協調の取組を実現してまいりたいと考えております。

荒巻隆三は予算特別委員長として、2月から続く各部署の書面審査を通じ、3月14日の府議会各派からの総括質疑を結び、下記指摘・要望等を知事に提出致します。(R6.3.15)

令和6年2月定例会予算特別委員会
指摘・要望事項一覧

【重点事項】

1. 子育て環境日本一の推進について

「子育て環境日本一」に向け、市町村と連携したまち全体で子どもを見守り支えるまちづくりや、子育ての楽しさを広げ子育てにやさしい気運を高める取組等を一層推進すること。

【部局別事項】

〈知事直轄組織〉

1. 多文化共生・国際交流の推進について

留学生や外国人住民に対する日本語教育や就労をはじめとした生活相談などの取組を充実するとともに、大阪・関西万博の機運を生かし、国際交流をより一層推進すること。

2. 職員の人材育成について

ベンチャーチャレンジ職員育成事業など、人材育成のた

めの取組を一層推進すること。

〈危機管理部〉

1. 防災対策の推進について

様々な危機事象に対し迅速・的確に対応するため、常設された危機管理センターを活用して、関係機関との連携強化により情報の収集や活用を図るとともに、避難者のニーズに応じた災害備蓄品を整備するなど、災害対応機能の向上に努めること。

2. 地域防災力の向上について

子ども向けの防災教育の実施、防災士の養成、消防団の加入促進や活動支援など、地域の防災力向上につながる取組を推進すること。

3. 原子力防災対策について

原子力災害に備え、複数の避難経路の確保など、原子力防災対策に努めること。

〈総務部〉

1. 財政運営について

府税収入やふるさと納税などの自主財源を確保するとともに、将来を見据えた府債残高の適正管理や財政調整基金の積立など、持続可能な財政運営に努めること。

2. 市町村支援・連携について

きょうと地域連携交付金や京都版市町村連携型ふるさと納税の活用等により、府と市町村との連携による地域振興を促進するとともに、市町村への支援に努めること。

3. 府税事務所等の再編統合について

府税事務所等の再編統合に当たっては、府民のニーズを踏まえ、利便性の確保に努めること。

4. 府有資産の利活用について

府有資産については、その資産の特性を活かした効果的な利活用に努めること。

〈共管：総務部、総合政策環境部〉

1. 府市協調について

新たな視点での府市協調を進めること。

〈総合政策環境部〉

1. 温室効果ガス削減の取組の推進について

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、再生可能エネルギーの導入、家庭や事業者の脱炭素行動の促進、水素社会の実現に向けた取組等をさらに推進するとともに、府民や事業者に対する情報発信・啓発に努めること。

2. 地域振興の推進について

DMOや広域振興局等と連携し、食材等の資源を活かした地域の魅力向上や効果的な移住・定住の促進など、地域振興の取組をさらに進めること。

3. 廃棄物削減の取組の推進について

食品ロス削減に向け、府民や事業者に対する啓発に取り組みとともに、プラスチックごみの発生抑制のための取組を一層推進すること。

4. 大学政策の推進について

大学と行政の連携により、地域課題の解決に向けた取組を推進すること。また、府立大学の学部学科再編の効果を教育・研究の充実や地域貢献の強化につなげることを。

〈文化生活部〉

1. 文化の振興について

文化庁の京都移転を契機に、伝統文化等の魅力発信や子どもが文化に触れる機会の創出など、文化の振興・継承につながる取組をより一層推進すること。

2. 私学教育の振興について

私学における教育環境の維持・向上や教育費の負担軽減のため、引き続き保護者や私立学校に対する支援に取り組むこと。

3. 府立植物園における取組の推進について

開園100周年を迎えた府立植物園の機能の充実や魅力の向上に向けた取組をより一層推進すること。

4. 再犯防止に向けた取組について

軽微な罪を犯した人の立ち直りを支援するため、再犯防止に向けた取組を推進すること。

5. 地域の課題解決に向けた活動への支援について

地域交響プロジェクトについては、地域の課題解決に向け、府民に利用しやすい制度となるよう努めること。

〈健康福祉部〉

1. 障害者支援の充実について

障害のある人が必要とする医療や福祉サービス等を適切に受けられるよう障害者施策の充実を努めること。

2. 薬物乱用防止対策について

関係機関と連携した若者への啓発活動や学びの場の提供など、薬物乱用を防ぐ取組を一層進めること。

〈商工労働観光部〉

1. 中小企業等への支援について

京都産業の活性化のため、中小企業等に対し、きめ細やかな支援策を講じるとともに、商店街の活性化や伝統産業の振興等の取組を一層推進すること。

2. 総合的な雇用対策の推進について

就職氷河期世代や非正規雇用者等のニーズに応じた就業支援の取組を進めるとともに、就労・奨学金返済一体型支援事業などの取組により、中小企業等の人材確保や定着支援、人材育成に努めること。

3. 観光振興について

「川の京都」など、府内各地の観光資源を活用した取組を進め、オーバーツーリズムの解消や府域への更なる誘客を促進すること。

〈農林水産部〉

1. 農林水産業の推進について

農林水産業の担い手確保・育成に努めるとともに、農林水産業者に対し、きめ細やかな支援策を講じること。

2. 府内産農林水産物の振興について

宇治茶の世界文化遺産登録に向けた取組や京都ブラ

ンド米の販路拡大など、府内産農林水産物のブランド力の向上と消費拡大に努めること。

3. 森林保全・林業対策について

府内産木材の利用推進を図るとともに、森林災害の防止に向けた取組を進めること。

4. 有害鳥獣対策について

関係機関等と連携し、有害鳥獣による被害を防ぐための取組を一層推進すること。

〈建設交通部〉

1. 防災・減災対策について

道路や河川をはじめとした社会基盤の整備を推進するとともに、住宅や建築物の耐震化に関わる支援制度の周知に努めるなど、防災・減災対策に一層取り組むこと。

2. 府営住宅の整備について

入居者や子育て世代のニーズに応じた建替えやリノベーションなど、府営住宅の整備を推進すること。

3. 交通施策の推進について

利用者のニーズに応じた鉄道駅のバリアフリー化を推進するなど、公共交通の利便性向上に努めること。

4. 建設業者への支援について

人材確保対策やDX化に向けた取組に対する建設業者への支援を一層推進すること。

〈教育委員会〉

1. 学びを支える教育環境の整備について

体育館の空調をはじめ、府立学校の施設・設備の計画的な改修に努めること。また、教育現場におけるICTの効果的な利活用のための環境整備を更に進めるとともに、外部人材の配置等により、教員の負担軽減に向けた働き方改革を一層推進し、学びを支える教育環境の整備に努めること。

2. 教育の質の更なる向上等について

経済的条件・地域条件に関わらず夢に向かって挑戦できる目的留学やどこでもスペシャル講座等の学習機会の創出、予測困難な社会を生き抜く力を育む小学校教科担任制の推進など、教育の質を向上するための取組を更に推進すること。また、家庭教育アドバイザーの配置による家庭教育の支援に努めること。

3. いじめ・不登校に対する支援について

スクールカウンセラーの配置拡充やフリースクールとの連携強化等により、いじめ防止、不登校支援の総合的なサポート体制の充実を努めること。

〈公安委員会〉

1. 府民生活の安全・安心対策の推進について

地域、学校、警察が連携し、地域の防犯力の強化に努めるとともに、特殊詐欺やサイバー犯罪等の未然防止に向けた取組を一層推進すること。

2. 警察施設等の計画的な整備について

府民の安全・安心の要となる警察署、交番などの整備については、地域の実情を踏まえ、計画的に進めること。

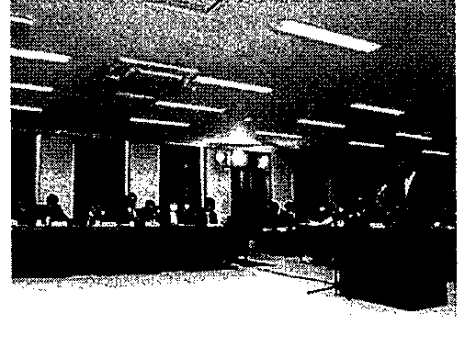
写真で見る あらまきりゅうぞう の調査と活動



R6.3.14 予算特別委員会 総括質疑



R6.3.14 予算特別委員会 総括質疑



R6.3.14 予算特別委員会 総括質疑



R6.3.7 予算特別委員会 書面審査



R6.3.7 予算特別委員会 書面審査



R6.3.14 予算特別委員会 総括質疑



R6.3.10 東山区総合防災訓練



R5.11.7 知事へのR6年度への予算要望



R5.10.7 粟田神社大祭御出祭



R5.7.17 紙園祭 神幸祭



R5.7.10 紙園祭 宮本組神事用水清祓



R5.7.2 東山区民バレーボール大会

— あらまきりゅうぞう通信 第16号 —

令和6年3月25日 編集・発行

★インターネットからも発信中！
<http://aramaki-ryuzo.jp>



※皆様の、府政へのご意見を下記までお寄せください。

京都府議会議員 自民党府議団 代表幹事

京都府議会 議会運営委員長

予算特別委員長

京都地方税機構議会 議長

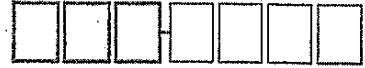
荒巻隆三

荒巻隆三事務所 〒605-0846

京都市東山区五条橋東2丁目18-1 五建ビル4階C

☎ 075-541-8078

FAX 075-561-2812



荒巻隆三 事務所

〒605-0846 京都市東山区五条橋東2丁目18-1
五建ビル4階C

☎ 075-541-8078 FAX 075-561-2812

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三		整理番号	7	
費 目	調査研究費・研修費（ <u>広聴広報費</u> ）・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	あらまきりゅうぞう通信Vol.16印刷代				
支 払 金 額	660,000円	按分率	100%	計 上 額	660,000円
按分率の考え方	全て政務活動				
備 考	全文府議会報告				
<p>（領収書は、重ならないように貼付してください。）</p> <p><u>別添のとおり</u></p>					

御 請 求 書

(月限)

2024年3月25日

荒巻隆三事務所様

(有)三ノル印

〒605-0837
京都市東山区新宮川筋五条上る山田町内
TEL(075)531-4924 FAX(075)525-0451
登録番号 T2130002010255

税込合計金額 ¥ 66,000

摘 要	金 額	備 考
請 求 金 額 (税抜)	600000	別紙請求書 / 枚
消 費 税 額 (税率10%)	60000	
お立替 ()	-	
当 月 請 求 額	¥ 660000	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは、京都中央信用金庫 東五条支店 当座No.28-0260155
有限会社三ノル印刷 取締役 内田卓也 へお願い致します。

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	種別	取引番号
06-03-29			
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****現金振込***			
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥100,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:46	0111		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥330	利用料	¥0
京都中央信用金庫 東五条支店 当座預金 0260155 1) ミノルインサツ 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラマキリユウツウシムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただきありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	種別	取引番号
06-03-29			
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****現金振込***			
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥100,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:47	0112		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥330	利用料	¥0
京都中央信用金庫 東五条支店 当座預金 0260155 1) ミノルインサツ 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラマキリユウツウシムシヨ 様			
		お釣	¥170

※裏面のご案内もご覧ください。

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
06-03-29			
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****現金振込***			
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥100,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:51	0114		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥330 利用料 ¥0			
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 0260155			
1) ミノルインサツ 様			
ご依頼人 電話 0755418078			
アラマキリウツウシムシヨ 様			
		お釣	¥670

※裏面のご案内もご覧ください。

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
06-03-29			
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****現金振込***			
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥100,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:50	0113		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥330 利用料 ¥0			
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 0260155			
1) ミノルインサツ 様			
ご依頼人 電話 0755418078			
アラマキリウツウシムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
06-03-29			
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****現金振込***			
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥100,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:54	0116		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥330 利用料 ¥0			
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 0260155			
1) ミノルインサツ 様			
ご依頼人 電話 0755418078			
アラマキリウツウシムシヨ 様			
		お釣	¥50

※裏面のご案内もご覧ください。

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
06-03-29			
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****現金振込***			
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥100,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:53	0116		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥330 利用料 ¥0			
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 0260155			
1) ミノルインサツ 様			
ご依頼人 電話 0755418078			
アラマキリウツウシムシヨ 様			
		お釣	¥170

※裏面のご案内もご覧ください。

ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年 月 日 取扱店 機番 取引番号

06-03-29

銀行番号 支店番号 口座番号

*****現金振込*****

お取引内容 お取引金額

お振込 ¥60,000

時刻 受付番号 お取引後残高

14:58 0118

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥330 利用料 ¥0
 京都中央信用金庫
 東五条支店
 当座預金 0260155
 1) ミルインサツ 様

ご依頼人 電話 0755418078
 アラマキリコウザウシムシヨ 様

お釣 ¥670

※裏面のご案内もご覧ください。

7

御 請 求 書

荒巻隆三事務所様

2024年 3月 25日

(有) ミノル印刷

〒605-0837 京都市東山区山田町499番地
 TEL (075) 531-4924 FAX (075) 525-0451
 登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
おらまき1007そう通信 Vol.16	8,000	600,000-	
HP コト<73> 西園7077-DMH			
消 費 税		60,000	
合 計		660,000-	

上記の通りご請求申し上げます。

7

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三	整理番号	8
費 目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	あらまきりゅうぞう通信Vol.16封筒代		
支払金額	127,600円	按分率	100% 計上額 127,600円
按分率の考え方	全て政務活動		
備 考	全文府議会報告		
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p>			

御 請 求 書

(月限)

2024年 3月 14日

荒巻隆三事務所 様

(有) ミノル印刷
〒605-0837
京都市東山区新宮川筋五条上る山田町49
TEL(075)531-4924 FAX(075)525-0451
登録番号 T2130002010255

税込合計金額 ¥ 127,600 -

摘 要	金 額	備 考
請 求 金 額 (税抜)	116,000	別紙請求書 1枚
消 費 税 額 (税率10%)	11,600	
	-	
お立替 ()	-	
当 月 請 求 額	¥ 127,600	

上記の通り御請求申し上げます。

◎お振込みは、京都中央信用金庫 東五条支店 当座No.28-0260155
有限会社ミノル印刷 取締役 内田卓也 へお願い致します。

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
06-03-29			
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****現金振込***			
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥100,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:42	0107		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥330 利用料 ¥0			
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 0260155			
1) ミノルインサツ 様			
ご依頼人 電話 0755418078			
アラマキリユツウシムシヨ 様			
お釣		¥670	

※裏面のご案内もご覧ください。

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
06-03-29			
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****現金振込***			
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥27,600	
時刻	受付番号	お取引後残高	
14:44	0108		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料 ¥330 利用料 ¥0			
京都中央信用金庫			
東五条支店			
当座預金 0260155			
1) ミノルインサツ 様			
ご依頼人 電話 0755418078			
アラマキリユツウシムシヨ 様			
お釣		¥2,070	

※裏面のご案内もご覧ください。

御 請 求 書

荒巻隆三事務所様

(有)ミノル印刷

2024年 3月 14日

〒605-0837 京都市東山区山田町499番地
TEL (075) 531-1924 FAX (075) 525-0451
登録番号 T2130002010255

品 名	数 量	金 額	摘 要
長さ白持A<8L> 千枚入	8000	116000-	
工口: 封筒・料金別納入			
消 費 税		11600-	
合 計		127600-	

上記の通りご請求申し上げます。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三	整理番号	9
費目	調査研究費・研修費(広聴広報)・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	あらまきりゅうぞう通信Vol.16発送費		
支払金額	661,008円	按分率	100% 計上額 661,008円
按分率の考え方	全て政務活動		
備考	全文府議会報告		

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

領収書

荒巻隆三 様

[別納引受]
 第一種定形
 @94 7,032通 ¥661,008

 小計 ¥661,008

 郵便物引受合計通数 7,032通
 課税計(10%) ¥661,008
 (内消費税等(10%) ¥60,091)
 非課税計 ¥0

 合計 ¥661,008
 お預り金額 ¥670,000
 おつり ¥8,992

印紙税申告納

付につき廻町

税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 登録番号 T1010001112577
 取扱日時: 2024年 3月27日 18:05
 発行No. 240327A4229 端N05箱03
 連絡先: 東山郵便局
 TEL: 0570-943-447

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒 卷 隆 三	整理番号	10～20		
費 目	調査研究費・研修費（ <u>広聴広報費</u> ）・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	サーバー維持管理（振込手数料含む）				
支 払 金 額	247,170円	按分率	50%	計 上 額	123,585円
按分率の考え方	運用マニュアルに規定のとおり1/2で計上				
備 考					
<p>（領収書は、重ならないように貼付してください。）</p> <p><u>別添のとおり</u></p>					

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
05-05-30			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
13:01	0046		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥0
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 か) イックス*イントワン 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラムキリウツウジ ムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

5A分

10

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
05-07-18			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
19:11	0003		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥110
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 か) イックス*イントワン 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラムキリウツウジ ムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

6A分

11

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
05-07-27			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
18:26	0013		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥110
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 か) イックス*イントワン 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラムキリウツウジ ムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

7A分

12

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
05-10-06			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
17:31	0003		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥0
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 か) イックス*イントワン 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラムキリウツウジ ムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

8A分

13

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
05-10-01			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
12:02	0035		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥110
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 カ) イックスホ・イントゥン 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラマキリュウゾウウシムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

9月分

14

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
05-10-31			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
15:22	0127		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥0
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 カ) イックスホ・イントゥン 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラマキリュウゾウウシムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

10月分

15

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
05-11-30			
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****現金振込*****			
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
15:27	0146		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥550	利用料	¥0
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 カ) イックスホ・イントゥン 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラマキリュウゾウウシムシヨ 様			
お釣 ¥7,450			

※裏面のご案内もご覧ください。

11月分

16

キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
06-01-10			
銀行番号	支店番号	口座番号	
お取引内容		お取引金額	
お振込		¥22,000	
時刻	受付番号	お取引後残高	
20:02	0008		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥110
みずほ銀行 出町支店 普通預金 1137228 カ) イックスホ・イントゥン 様			
ご依頼人 電話 0755418078 アラマキリュウゾウウシムシヨ 様			

※裏面のご案内もご覧ください。

12月分

17

ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

お取引日	振込・振替先の口座番号	普通
2024--3--5	1137228	
店番号	お取引口座番号	
****-****	*****	
振込手数料 方向	お取引金額 千円	お取引種類
220**	*****22,000	
お取引内容	お取引振込高	
電信振込	*****	
時刻	利用手数料	お取引後残高
1725****	オツリ**8,000	

マイレージクラブのお取引条件とうれしい特典が変わりました。
みずほ銀行
出町支店
カ)エックスホ・イントワン 様
アラマキリュウツウウシムシヨ 様
075-541-8078
発信番号81305046300002R

5341 0011917605

1月分

18

ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

お取引日	振込・振替先の口座番号	普通
2024--3--5	1137228	
店番号	お取引口座番号	
****-****	*****	
振込手数料 方向	お取引金額 千円	お取引種類
220**	*****22,000	
お取引内容	お取引振込高	
電信振込	*****	
時刻	利用手数料	お取引後残高
1722****	オツリ**8,000	

マイレージクラブのお取引条件とうれしい特典が変わりました。
みずほ銀行
出町支店
カ)エックスホ・イントワン 様
アラマキリュウツウウシムシヨ 様
075-541-8078
発信番号81305046300002P

5340 0011888983

2月分

19

キャッシュサービス
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日	取扱店	機番	取引番号
06-04-01	028	43	5813
銀行番号	支店番号	口座番号	
*****	*****	*****	現金振込***
お取引内容	お取引金額		
お振込	¥22,000		
時刻	受付番号	お取引後残高	
18:46	0028		

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥550 利用料 ¥110
みずほ銀行
出町支店
普通預金 1137228
カ)エックスホ・イントワン 様

ご依頼人 電話 0755418078
アラマキリュウツウウシムシヨ 様

お釣 ¥400

※裏面のご案内もご覧ください。

20

3月分

請求書

/0

荒巻隆三事務所 御中

No

請求日

2023年04月30日

下記のとおり、御請求申し上げます。

件名	サーバー保守・管理費用一式
支払期限	2023年05月31日
振込先	みずほ銀行 出町支店 普通 1137228 株式会社エクスポイントワン

株式会社エクスポイントワン
〒604-0924
京都府京都市中京区一之船大町537番20
TEL: 075-777-1247
担当: 吉本 英明



合計金額	22,000 円 (税込)
-------------	----------------------

摘要	数量	単位	単価	金額
サーバー保守・管理費用一式	1	式	20,000	20,000
小計				20,000
消費税				2,000
合計				22,000

備考

請求書

//

荒巻隆三事務所 御中

No

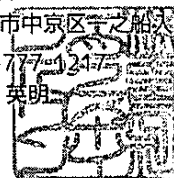
請求日

2023年05月31日

下記のとおり、御請求申し上げます。

件名 サーバー保守・管理費用一式
 支払期限 2023年06月30日
 振込先 みずほ銀行 出町支店
 普通 1137228 株式会社エクスポイントワン

株式会社エクスポイントワン
 〒604-0924
 京都府京都市中京区守之船大町537番20
 TEL：075-777-1247
 担当：吉本 英明



合計金額 22,000 円 (税込)

摘要	数量	単位	単価	金額
サーバー保守・管理費用一式	1	式	20,000	20,000
			小計	20,000
			消費税	2,000
			合計	22,000

備考

請求書

13

荒巻隆三事務所 御中

No


請求日

2023年07月31日

下記のとおり、御請求申し上げます。

件名	サーバー保守・管理費用一式
支払期限	2023年08月31日
振込先	みずほ銀行 出町支店 普通 1137228 株式会社エクスポイントワン

株式会社エクスポイントワン
〒604-0924
京都府京都市中京区船場五丁目5番20
TEL: 075-777-1217
担当: 吉本 英明



合計金額	22,000 円 (税込)
------	---------------

摘要	数量	単位	単価	金額
サーバー保守・管理費用一式	1	式	20,000	20,000
小計				20,000
消費税				2,000
合計				22,000

備考

請求書

14

荒巻隆三事務所 御中

No. [REDACTED]
 請求日 2023年08月31日

下記のとおり、御請求申し上げます。

件名 サーバー保守・管理費用一式
支払期限 2023年09月30日
振込先 みずほ銀行 出町支店
 普通 1137228 株式会社エックスポイントワン

株式会社エックスポイントワン
 〒604-0924
 京都府京都市中京区一之船大町537番20
 TEL: 075-777-1217
 担当: 吉本 英明
 登録番号: T4130001042388

合計金額 22,000 円 (税込)

摘要	数量	単位	単価	金額
サーバー保守・管理費用一式	1	式	20,000	20,000

税率別内訳	税抜金額	消費税	税込金額	
10%対象	20,000	2,000	22,000	
				小計
				消費税
				合計
				20,000
				2,000
				22,000

[REDACTED]

請求書

15

荒巻隆三事務所 御中

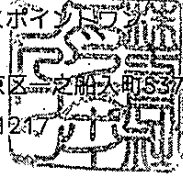
No. [REDACTED]
請求日

2023年09月30日

下記のとおり、御請求申し上げます。

件名 サーバー保守・管理費用一式
 支払期限 2023年10月31日
 振込先 みずほ銀行 出町支店
 普通 1137228 株式会社エックスポイントワン

株式会社エックスポイントワン
 〒604-0924
 京都府京都市中京区一之船入町537番20
 TEL: 075-777-1217
 担当: 吉本 英明
 登録番号: T4130001042388



合計金額 22,000 円 (税込)

摘要	数量	単位	単価	金額
サーバー保守・管理費用一式	1	式	20,000	20,000
税率別内訳	税抜金額	消費税	税込金額	
10%対象	20,000	2,000	22,000	
小計				20,000
消費税				2,000
合計				22,000

備考

請求書


荒巻隆三事務所 御中

No. [Redacted]
請求日 2023年10月31日

下記のとおり、御請求申し上げます。

件名	サーバー保守・管理費用一式
支払期限	2023年11月30日
振込先	みずほ銀行 出町支店 普通 1137228 株式会社エクスポイントワン

株式会社エクスポイントワン
〒604-0924
京都府京都市中京区下船町537番20
TEL: 075-777-3217
担当: 吉本 英明
登録番号: T4130001042388



合計金額	22,000 円 (税込)
-------------	----------------------

摘要	数量	単位	単価	金額
サーバー保守・管理費用一式	1	式	20,000	20,000
			小計	20,000
税率別内訳	税抜金額	消費税	税込金額	消費税
10%対象	20,000	2,000	22,000	2,000
			合計	22,000

備考

資料購入費

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三		整理番号	21～31	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	京都新聞購読料				
支払金額	50,900円	按分率	100%	計上額	50,900円
按分率の考え方	全て政務活動				
備考	議員活動に必要な情報収集に限定				

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

別添のとおり

領収証

2023年05月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金	額
京都新聞	セット※	1	4,400	
合 計			¥ 4,400	
※は軽減税率対象品目				

京都新聞鴨東販売所

〒605-0963

東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358

FAX: 531-3372



お知らせ 領収日 5年6月5日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます。各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

No. [Redacted]

2 /

領収証

2023年07月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金	額
京都新聞	セット※	1	4,400	
合 計			¥ 4,400	
※は軽減税率対象品目				

京都新聞鴨東販売所

〒605-0963

東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358

FAX: 531-3372



お知らせ 領収日 5年7月31日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます。各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

No. [Redacted]

2-3

領収証

2023年06月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金	額
京都新聞	セット※	1	4,400	
合 計			¥ 4,400	
※は軽減税率対象品目				

京都新聞鴨東販売所

〒605-0963

東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358

FAX: 531-3372



お知らせ 領収日 5年6月6日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます。各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

No. [Redacted]

2-2

領収証

2023年08月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金	額
京都新聞	セット※	1	4,400	
合 計			¥ 4,400	
※は軽減税率対象品目				

京都新聞鴨東販売所

〒605-0963

東山区本瓦町660-20

TEL: 561-0358

FAX: 531-3372



お知らせ 領収日 5年8月21日
便利な自動引落サービスを取扱っており
ます。各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

No. [Redacted]

2-4

領収証

2023年09月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	部	金額
京都新聞セット※	1	4,400
合計		¥4,400
※は軽減税率対象品目		

お知らせ 領収日 5年9月25日

便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)



京都新聞鳴東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358
株式会社NMS 登録番号 T1130001058044

25

領収証

2023年10月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	部	金額
京都新聞セット※	1	4,400
合計		¥4,400
※は軽減税率対象品目		

お知らせ 領収日 5年10月31日

便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)



京都新聞鳴東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358
株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

26

領収証

2023年11月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	部	金額
京都新聞セット※	1	4,900
合計		¥4,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ 領収日 5年12月11日

便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358
株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

27

領収証

2023年12月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	部	金額
京都新聞セット※	1	4,900
合計		¥4,900
※は軽減税率対象品目		

お知らせ 領収日 5年12月21日

便利な自動引落サービスを取扱っており
ます、各種金融機関・クレジット
毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所

〒605-0963 東山区本瓦町660-20
TEL: 561-0358
株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

28

領収証

2024年01月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金額
京都新聞セット※		1	4,900
合	計	¥ 4,900	
※は軽減税率対象品目			

お知らせ 領収日 6年12月29日
 便利な自動引落サービスを取扱っておりますが、各種金融機関・クレジット毎度ご購読有難うございます。左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所
 〒605-0963 東山区本瓦町660-20
 TEL: 561-0358 FAX: 531-3372
 株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

29

領収証

2024年02月分

五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金額
京都新聞セット※		1	4,900
合	計	¥ 4,900	
※は軽減税率対象品目			

お知らせ 領収日 6年3月4日
 便利な自動引落サービスを取扱っておりますが、各種金融機関・クレジット毎度ご購読有難うございます。左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所
 〒605-0963 東山区本瓦町660-20
 TEL: 561-0358 FAX: 531-3372
 株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

30

領収証

2024年03月分

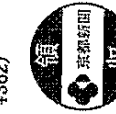
五条橋東2丁目18-1
五建ビル4F

荒巻事務所様

銘	柄	部	金額
京都新聞セット※		1	4,900
合	計	¥ 4,900	
※は軽減税率対象品目			

お知らせ 領収日 6年3月27日
 便利な自動引落サービスを取扱っておりますが、各種金融機関・クレジット毎度ご購読有難うございます。左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,900(消費税 ¥362)



京都新聞鳴東販売所
 〒605-0963 東山区本瓦町660-20
 TEL: 561-0358 FAX: 531-3372
 株式会社NMS 登録番号 T1130001056044

31

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	荒巻 隆三	整理番号	32~42		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)事務所費・事務費・人件費				
支払内容	聖教新聞・公明新聞購読料				
支払金額	42,031円	按分率	100%	計上額	42,031円
按分率の考え方	全て政務活動				
備考	議員活動に必要な情報収集に限定				
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p>					

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年5月分 領収日 6月1日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象
(8%対象 3,821)

販売店 茂籠 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
奥町238-2
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№



新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年6月分 領収日 7月3日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象
(8%対象 3,821)

販売店 茂籠 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
奥町238-2
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込№



新聞購読料 領収証
荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2023年8月分

領収日 8月31日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 哲生
住所 東京都上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込No. [REDACTED]



新聞購読料 領収証
荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2023年7月分

領収日 7月31日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 哲生
住所 東京都上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079
お申込No. [REDACTED]



新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年9月分 領収日/0月3日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 茂菴 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0079



36

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年10月分(10/01~10/31)領収日/0月3日

領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 3,821円 消費税 283円)

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526
住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36
TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018



37

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2023年11月分(11/01~11/30)領収日 11月30日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象) 消費税 0円
(8%対象) 消費税 3,821円
※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526
住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36
TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018
お申込No. [Redacted]

38

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2023年12月分(12/01~12/31)領収日 12月26日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象) 消費税 0円
(8%対象) 消費税 3,821円
※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526
住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36
TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018
お申込No. [Redacted]

39

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2024年1月分(1/01~1/31) 領収日 2月5日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象) 消費税 0円
(8%対象) 消費税 283円
※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526
住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36
TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018
お申込No. XXXXXXXXXX



40

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2024年2月分(2/01~2/29) 領収日 3月4日
領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象) 消費税 0円
(8%対象) 消費税 283円
※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
登録番号:T8810806966526
住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36
TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018
お申込No. XXXXXXXXXX



41

新聞購読料 領収証

荒巻 隆三 様

ご購入ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。
 2024年3月分(3/01~3/31) 領収日 4月9日
 領収金額 ¥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象) 0円 消費税 0円)
 (8%対象) 3,821円 消費税 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 河西 孝夫
 登録番号:T8810806966526
 住所 京都市北区西賀茂蟹ヶ坂町48-36
 TEL 075-432-8742 FAX 075-495-0018



お申込No. [Redacted]

42

事務所費

第8号様式 (第7条関係)

令和5年度 事務所状況等説明書

議員名 荒巻 隆三

① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要
② 所在地		住所：京都市東山区五条橋東2丁目18番地1 延べ床面積 40.56 m ² 電話：075-541-8078 (変更なし)	
③ 他用途との兼用		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
④ 建物の所有区分		<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件 (賃貸借契約先 五建ビル 谷川商事) <input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係：) <input type="checkbox"/> 関連会社等 (所在地：) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤ 敷地の所有者		<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (議員との関係：) <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係：) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者	
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費 (Y)	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合 (政務活動に要した使用領域 (面積等)、使用時間等) <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m ² (X) 内、政務活動使用面積 m ² (Y) <input checked="" type="checkbox"/> 全体使用時間 1,920時間 (X) 内、政務活動使用時間 1,360時間 $(Y) / (X) = 7 / 10$ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合	
	人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合 (政務活動の業務に従事した時間、日数) <input checked="" type="checkbox"/> 全体活動業務時間 385時間 (X) 内、政務活動業務時間 270時間 (Y) $(Y) / (X) = 7 / 10$ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合	
⑦ 事務所賃借料の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 7 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)	
⑧ 駐車場代の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 7 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)	
⑨ 光熱水費等の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 7 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)	

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 7 / 10 (按分率の考え方: ⑥と同率)						
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 7 / 10 (按分率の考え方: ⑥と同率)						
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 /) (按分率の考え方: <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 /) (按分率の考え方: <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 4 人 按分率 7 / 10) (按分率の考え方: ⑥と同率) <p style="text-align: center;">計 4 人</p>						
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事務所賃借料</td> <td><input type="checkbox"/> 駐車場代</td> <td><input type="checkbox"/> 光熱水費等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 固定電話等通信費</td> <td><input type="checkbox"/> その他の事務費</td> <td><input type="checkbox"/> 人件費</td> </tr> </table> }	<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等	<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費
<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等					
<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費					
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績表						
⑮ 補足事項等							

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

[参考] 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1 / 2 で按分

建物賃貸借契約証書

(*繕替 * 一般) 賃貸借契約

契約者
実印

物件名 「 五建ビル 4-C 」

賃借人 「 荒巻 隆三 」

保証人
実印

~~~~ 賃借人 (入居者) の方へ ~~~~

本契約書が、定期建物賃貸借契約となっている場合は、下記の点にご注意下さい。

「定期建物賃貸借契約」とは、契約締結時に予め契約期間が確定している契約です。従って、契約の更新はありませんので、契約期間が満了すれば賃借の建物を退去していただくこととなります。

ただし、賃貸人 (家主) の方から再契約の意向の通知があれば、新たな賃貸借契約を締結した後、引き続き賃借することもできます。

詳しくは、本契約書を熟読の上、各条項の内容を十分にご理解ください。

**elitz**  
賃貸のエリッツ

## 建物賃貸借契約証書 (事業用)

賃貸人 (以下「甲」という) および賃借人 (以下「乙」という) は、下記記載の、賃貸借の目的物件 (以下「本物件」という) について、以下のとおり建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) を締結する。  
甲が乙に賃貸する本物件の表示、および本契約の条件等の必要事項は下記記載のとおりとする。

|      |      |                           |       |                      |
|------|------|---------------------------|-------|----------------------|
| 目的物件 | 所在地  | (登記簿上) 京都市東山区五条橋東二丁目18番地1 |       |                      |
|      | 住居表示 | 京都市東山区五条橋東二丁目18番地1        |       |                      |
|      | 名称   | 五建ビル                      |       |                      |
|      | 構造等  | 鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階建      | 新築年月日 | 1969年10月30日          |
|      | 契約部分 | 4階部分の1部 (4C)              | 面積    | 40.56 m <sup>2</sup> |

|                            |                                                                                                                              |                    |                               |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------|
| 賃貸借契約期間                    | 2023年1月21日から2025年1月20日まで2年間 (以後2年毎の更新)                                                                                       |                    |                               |
| 使用用途                       | <input type="checkbox"/> 店舗 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他 | 事業所名 (屋号)          |                               |
| 使用目的 (事業内容)<br>※具体的に記載すること | 議員事務所                                                                                                                        |                    |                               |
| 営業時間                       | 午前9時00分 から 午後5時00分 まで                                                                                                        |                    |                               |
| 現場責任者又は緊急連絡人               | 氏名: 荒巻 隆三                                                                                                                    | 連絡先: 080-3777-9911 | 住所: 京都市東山区東大路五条上る梅林町563-3 707 |

| 賃貸条件      | 賃料等 (月額)            | 金額                                                            | 消費税      | 建物用貸出鍵                                                                                                                                                                                                | 本      |
|-----------|---------------------|---------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|           | 賃料                  | 金 80,000 円也                                                   |          | 8,000 円也                                                                                                                                                                                              | 鍵のメーカー |
| 共益費       | 金 *** 円也            |                                                               | *** 円也   | 鍵の番号                                                                                                                                                                                                  |        |
| 水道代       | ◎ 家賃に含む             | 金 円也                                                          | 円也       | <b>備 考</b><br>・毎月のお支払い合計額には、実費負担金は含まれておりません。<br>・水道代等の実費負担がある場合は、定期検針時の使用量により算出した金額を請求させていただきます。<br>・賃料等の滞りが発生した場合は、遅延損害金を併せてご請求させていただきます。<br>・施設を利用する際には、施設利用規約を遵守して下さい。<br>・貸与品は、契約終了の明け渡し時にご返却下さい。 |        |
| 附属施設料     | 金 円也                |                                                               | 円也       |                                                                                                                                                                                                       |        |
| ( )       | 金 円也                |                                                               | 円也       |                                                                                                                                                                                                       |        |
| ( )       | 金 円也                |                                                               | 円也       |                                                                                                                                                                                                       |        |
| 毎月のお支払合計額 | 金 88,000 円也 (消費税込み) |                                                               |          |                                                                                                                                                                                                       |        |
| 契約更新料     | 旧賃料の *** 円月分        |                                                               |          |                                                                                                                                                                                                       |        |
|           | 定額、金 *** 円也         |                                                               |          |                                                                                                                                                                                                       |        |
| 更新料の支払い   |                     |                                                               |          |                                                                                                                                                                                                       |        |
| 更新事務手数料   | 金 *** 円也 (消費税込み)    |                                                               |          |                                                                                                                                                                                                       |        |
| 礼金        | 金 80,000 円也         |                                                               | 8,000 円也 |                                                                                                                                                                                                       |        |
| 敷金        | 金 240,000 円也        |                                                               |          |                                                                                                                                                                                                       |        |
| 敷金の返還     |                     | 賃貸借期間が、 年 未満の場合                                               |          | 預り敷金の %                                                                                                                                                                                               |        |
|           |                     | 賃貸借期間が、 年 以上 年 未満の場合                                          |          | 預り敷金の %                                                                                                                                                                                               |        |
|           |                     | 賃貸借期間が、 年 以上 年 未満の場合                                          |          | 預り敷金の %                                                                                                                                                                                               |        |
|           |                     | 賃貸借期間が、 年 以上の場合                                               |          | 預り敷金の %                                                                                                                                                                                               |        |
|           | ◎                   | 本物件明け渡し時に全額返還するものとする。ただし、乙の債務不履行がある場合は、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。 |          |                                                                                                                                                                                                       |        |

|        |        |       |                       |       |             |  |
|--------|--------|-------|-----------------------|-------|-------------|--|
| 乙の債務担保 | ◎連帯保証人 | 氏名    | 住所                    |       | 極度額         |  |
|        |        | 荒巻 禎一 | 京都市左京区一乗寺中ノ田町71 602号室 |       | 2,112,000 円 |  |
|        | 家賃保証会社 | 会社名   | 本店所在地                 | 家賃保証料 |             |  |
|        |        |       |                       | 初回    |             |  |
|        |        |       | 更新                    |       |             |  |

|        |      |                             |           |      |                                         |  |
|--------|------|-----------------------------|-----------|------|-----------------------------------------|--|
| 賃料等の支払 | 支払期日 | 翌月分を毎月末日までに支払う              |           | 支払方法 | ◎銀行振込 (振込手数料は乙の負担)<br>口座引落 (引落手数料は乙の負担) |  |
|        | 振込口座 | 金融機関名                       | 京都中央信用金庫  |      |                                         |  |
|        |      | 支店名                         | 東五条支店     |      |                                         |  |
|        |      | 口座番号                        | 当座 272862 |      |                                         |  |
|        |      | 〒 605-0851 京都市東山区南禅寺一丁目1番1号 |           |      |                                         |  |

|                                                                                                                                                                                    |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第1条 (使用目的および使用方法)                                                                                                                                                                  | 第10 |
| 1. 乙は、本物件の全部、一部を問わず、表記記載の使用用途以外の目的に使用してはならない。                                                                                                                                      | 1.  |
| 2. 乙が本物件の使用目的およびその細目を変更しようとする場合は、甲の承諾を受けなければならない。                                                                                                                                  | (   |
| 3. 乙は、甲の承諾がない限り、何人といえども宿泊または居住させることはできない。                                                                                                                                          | (   |
| 第2条 (契約期間)                                                                                                                                                                         | 2.  |
| 本契約期間は表記記載のとおりとする。                                                                                                                                                                 | 3.  |
| 第3条 (契約の更新)                                                                                                                                                                        |     |
| 1. 乙が契約の更新を希望する時は、本契約期間満了の3ヵ月前までに甲に申し出をし、甲・乙合意の上、本契約を更新することができる。ただし、乙に賃料滞納等の契約違反がみられる場合、甲は契約更新を拒めるものとし、乙は契約更新を主張できないものとする。                                                         | 第11 |
| 2. 乙は、合意更新、法定更新を問わず、契約時から表記記載の経過年数毎に、更新料を甲に支払わなければならない。尚、更新料の月割・日割精算はしないものとする。                                                                                                     | 乙付  |
| 3. 本条は、次の更新以降も同様とする。                                                                                                                                                               | 1.  |
|                                                                                                                                                                                    | 2.  |
|                                                                                                                                                                                    | 3.  |
| 第4条 (共益費および附属施設料等)                                                                                                                                                                 |     |
| 1. 乙は、共用部分(階段、廊下等)の維持管理に必要な光熱費、上・下水道使用料、清掃費等(以下「共益費」という)に充てるため、表記記載の共益費を賃料等とともに、甲に支払うものとする。                                                                                        | 4.  |
| 2. 乙は、共用設備等の使用につき、これらの設備を別個に自らの費用をもって設置したため不要であるとの理由で、前項の費用負担を拒否することはできない。                                                                                                         | 第12 |
| 3. 第1項に掲げたもの以外の諸費用で、甲・乙いずれの負担に属するか明らかでないものについては、その都度甲・乙協議して定めるものとする。                                                                                                               | 1.  |
| 4. 乙は、駐車場、駐輪場、看板等を使用する場合は、表記記載の附属施設料を賃料等とともに、甲に支払うものとする。                                                                                                                           | 2.  |
| 5. 共益費、附属施設料等の支払いおよび計算方法は、第6条(賃料等の支払いと計算方法)に準ずるものとする。                                                                                                                              | 3.  |
| 第5条 (賃料、共益費等の改定)                                                                                                                                                                   | 第13 |
| 賃料および共益費等は、本契約期間内といえども、物価の高騰、土地・建物に対する公租公課の増加、設備の増設や改善、維持管理費用の増加が認められた時、および近隣の賃料、共益費等に比較して、当該賃料、共益費等が不相当となった時は、甲及び乙の協議の上、これを改定することができる。                                            | 乙付  |
|                                                                                                                                                                                    | 1.  |
|                                                                                                                                                                                    | 2.  |
| 第6条 (賃料等の支払いと計算方法)                                                                                                                                                                 |     |
| 1. 乙は、表記記載の賃料等を表記記載の支払期日までに、甲の指定する方法により毎月支払わなければならない。この場合、甲が支払い方法につき、金融機関への振込み、あるいは預金口座振替による支払いを指定した時は、振込(口座振替)手数料は、乙の負担とする。                                                       | 3.  |
| 2. 本契約期間の開始日月の中途である場合等の1ヵ月に満たない期間の賃料および共益費等は、各暦月による各月の日割計算した額とする。日割計算した額は、1円未満の端数は切捨てとする。                                                                                          | 4.  |
| なお、終了日が月の中途である場合は、賃料および共益費等の日割り計算は行わないものとする。                                                                                                                                       | 5.  |
|                                                                                                                                                                                    | 6.  |
|                                                                                                                                                                                    | 7.  |
|                                                                                                                                                                                    | 8.  |
| 第7条 (敷金)                                                                                                                                                                           | 9.  |
| 1. 乙は、本契約より生じる一切の債務を担保するため、本契約の締結時に表記記載の敷金を甲に無利息にて預託する。                                                                                                                            | 第14 |
| 2. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡、質入れ、その他の担保に供することはできない。                                                                                                                                        | 1.  |
| 3. 乙は、本契約が期間満了、解除、解約、その他の事由により終了し、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費等、その他の債務と相殺をすることができない。                                                                                                  | (   |
| 4. 敷金の返還は表記記載のとおりとし、乙が本物件の明け渡しを行い、その他本契約による甲・乙双方の債権債務履行の完了確認後、1ヵ月以内に甲が指定する日に乙指定の金融機関への振込みをもって返還する。ただし、金融機関への振込み手数料は、乙の負担とする。                                                       | (   |
| 5. 第4項において、甲の返還すべき敷金の金額が、乙の弁済すべき債務および未払費用の合計額に対して不足する場合には、乙は直ちにこの不足額を甲に支払うものとする。                                                                                                   | (   |
|                                                                                                                                                                                    | 2.  |
| 第8条 (遅延損害金)                                                                                                                                                                        |     |
| 乙が、賃料および共益費等の全部または一部の支払いを怠った時は、延滞した額に対して、支払い期日の翌日から支払日までの日数について、年14.60%の割合を乗じて計算した金額の遅延損害金を加算して、甲に支払わなければならない。                                                                     | (   |
|                                                                                                                                                                                    | (   |
| 第9条 (乙の費用負担)                                                                                                                                                                       |     |
| 1. 乙が本物件の使用中に、第2項に掲げるものを除き、乙の責めによらない損耗等により本物件がその使用に支障を生じた時は、甲はその修繕を行わなければならない。ただし、乙の責めに基づく本物件の損傷、毀損については乙がその修理の義務を負うものとし、甲の指示に基づき、乙においてこれを修理して原状回復するか、あるいはこれによって生じた損害を賠償しなければならない。 | (   |
| 2. 次の各号に掲げる費用および修繕等は、乙の負担とする。                                                                                                                                                      | 3.  |
| ① 乙が造作した冷暖房設備、その他の設備機器等の設置・撤去費用、および維持・修繕費用                                                                                                                                         | (   |
| ② 乙が造作した設備等(内装工事を含む)に対する公租公課                                                                                                                                                       | (   |
| ③ 乙が日常使用する本物件内の設備機器類等の小修繕費用                                                                                                                                                        | (   |
| ④ 電気、ガス、上・下水道、電話、有線放送等の使用料                                                                                                                                                         | 第15 |
| ⑤ 電気、ガス、上・下水道、電話、有線放送等の使用契約は、乙が直接施設者で行なうものとする。ただし、法規および建物の構造上これができない時は、甲が乙に代って契約することができる。この場合、名義の如何にかかわらず、その契約によって生ずる使用料の支払い義務は、乙が負うものとする。                                         | 乙付  |
| ⑥ 町内会費、自治会費等、その他賃借物件として負担すべき費用                                                                                                                                                     | 第16 |
| ⑦ その他、共益費に属するものを除き、本物件を使用するのに必要な通常の費用で、一般に賃借人の負担とされる費用                                                                                                                             | 乙付  |
| 3. 前項において、甲が乙に代わり修繕を行う場合は、甲は予めその旨を乙に通知し、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。それに要する費用は、乙の負担とする。                                                                                     | 1.  |
|                                                                                                                                                                                    | 2.  |
|                                                                                                                                                                                    | 3.  |
|                                                                                                                                                                                    | 4.  |

第10条 (改装工事等の制限)

- 乙は、甲の承諾を得なければ、次の行為をすることはできない。
  - ① 本物件の増築、改造、新設等の工事
  - ② 本物件内の改装、間仕切り、修理、模様替え等の工事
  - ③ 本物件内や建物および敷地内における設備や工作物の設置、あるいは移転、除去
- 本物件に関する改装工事等の施工一切は、甲の指定する業者、または甲の承認した業者に限るものとする。
- 乙が、第1項および第2項に違反する工事を行なった場合は、直ちにこれを原状に回復し、第26条(損害賠償責任)第2項による甲の被った損害を賠償しなければならない。

更新す  
約更新

第11条 (その他の制限事項)

- 乙は、本物件の使用にあたり、甲の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為をすることはできない。
1. 本契約に基づく権利または義務の全部もしくは一部を、第三者に転貸、譲渡(経営の委任、営業の譲渡、合併を含む)すること、あるいは共同経営者を参加させること。または、これを担保として提供すること。
  2. 賃借物件内の乙所有の物品を第三者に担保として提供すること。
  3. 電気、ガス、水道等の既設容量を変更しなければならない器具や機械、あるいは上・下水道等に支障を来す器具や機械の設置、もしくは使用すること。
  4. 本物件、建物内および敷地内に、看板、広告塔、案内板等を設置し、またはポスター類の広告物等を掲示すること。あるいは、窓ガラスに広告物、ポスター類を掲載すること。

い。

いう)

、前項

・乙協

する。

第12条 (賃借人名義等の変更)

1. 乙が個人の場合、本物件における営業をいかなる形態を問わず法人名義にする時は、甲の承諾を得て、改めて新名義人において甲と契約をしなければならない。
2. 乙が法人の場合、その他の組織へ変更をする時は、甲の承諾を得て、改めて新名義人において甲と契約をしなければならない。

第13条 (禁止行為)

- 乙および乙の使用人、あるいはその関係者等が次の行為をすることを禁止する。
1. 本物件内や建物内に、銃砲・刀剣類または爆発性、発火性を有する危険物あるいは衛生上有害な物質(ゴミ・残飯の堆積等)、およびその他近隣より苦情が出る物品の製造または持ち込み。
  2. 賭博行為、競輪、競馬、競艇等のノミ行為や売春行為、麻薬・覚醒剤等の密造および密売、その他刑法ならびに各刑罰法規に抵触するような行為、および公序良俗に反する行為。
  3. 本物件を破損させるような危険のある重量物等の大きな物品の搬入、または備え付け。
  4. 本物件内や建物内における騒音、電波障害となる機器の設置、もしくは使用。
  5. 共用部分(階段・廊下等)に物品を置いたり、看板・ポスター類の広告物等を掲示するなど、本来の目的以外の使用。
  6. 近隣に対して迷惑となる行為、建物の品位美観を害する行為、その他賃借物件を含む建物の現状を変更し、または損害を及ぼす一切の行為。
  7. 甲が指定する場所以外への、車両(自動車・自転車・バイク等)の搬入、格納、放置。
  8. 本物件および建物施設等の維持管理に重大な影響を与える恐れのある行為。
  9. その他、他の賃借人との共同使用の秩序を乱す行為、あるいは共同の利益に反する行為。

改善、維  
持、甲及

この場  
座振

日割計

。

第14条 (反社会的勢力の排除等)

1. 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約する。
  - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
  - ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力でないこと。
  - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用して、この契約を締結するものでないこと。
  - ④ 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - A. 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
    - I. 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 乙は、本物件の使用にあたり次の行為をしてはならない。
  - ① 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
  - ② 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人不安を覚えさせること。
  - ③ 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
3. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの通知催告も要せずして、本契約を解除することができる。
  - ① 第1項の確約に反する事実が判明したとき。
  - ② 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
4. 甲は、乙が第2項第①号から③号に掲げる行為を行った場合は、何らの通知催告も要せずして、本契約を解除することができる。

料、

行  
への

合

日

生じ

の修

生じ

第15条 (承諾文書)

乙は、甲の承諾を要する事項については、すべて書面によるものとする。

如何

第16条 (通知義務)

乙または連帯保証人は、下記の事由が生じた時は、直ちにこれを甲または管理人(管理会社)に通知しなければならない。

1. 乙が継続して1ヵ月以上、休業あるいは店舗を閉鎖する時。
2. 乙または連帯保証人の氏名、住所、電話番号等、本契約書の記載事項に変更があった時。
3. 乙が法人の場合、商号の変更、代表取締役の交替、あるいは乙の株主もしくは株主の持ち株数を変更する時。
4. 第19条(立入り)第4項の緊急時の連絡に備え、乙が入居後、電話の設置(携帯電話の所有)をした時は、その電話

と用  
き、

5. 乙が死亡もしくは不在者となった場合、あるいは連帯保証人に第27条（連帯保証人）第1項に定める事柄が生じた時。 第22
6. 本物件や建物およびその付属設備の破損・汚損・滅失箇所を発見し、またはその恐れのあることを知った時。 1.
7. その他、第13条（禁止行為）に定める危険、有害、迷惑となる行為や異常な状態を知った時。

#### 第17条（鍵の管理）

1. 甲は、本契約締結時に入居に必要な本物件の鍵を乙に貸与し、乙は本物件明け渡し時に、借用した鍵（複製品があれば 2.  
それを含む）を、甲に返却しなければならない。 第23
2. 乙は、借用中の鍵を一つでも破損、紛失した時は、直ちに甲または管理人（管理会社）に連絡し、その指示によりこれ 1.  
を取替え、修理を行うものとし、その取替え費用は乙が負担する。
3. 第2項において、鍵を紛失した場合には、保安上その錠前一式の取替えを行なうものとし、その取替え費用は、乙が負 2.  
担する。
4. 乙は甲の承諾を得ることなく、借用中の鍵を無断で交換またはその複製品を作ることはできない。 3.

#### 第18条（遵守事項）

1. 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等は、甲の定める規則および諸指示、ならびに別途に定めのあるマンション 第24  
管理規約、建物施設利用規約等を守らなければならない。 1.
2. 乙は、電気スイッチ・ガスコック等の開閉を確実に実施し、その他火気の取扱いには、日常十分に注意を払い、事故の発 2.  
生を未然に防止するように心掛けなければならない。また、保安・衛生・防犯・防火・防災等について、他の賃借人およ 3.  
び近隣と協力し合うものとする。
3. 建物および設備の保守管理に必要な定期点検および修繕工事、あるいは改装工事等がある場合は、乙は協力しなければ 4.  
ならない。
4. ゴミの処理は、本物件ごとに指定された日時・場所を厳守し（別途、乙がゴミ回収業者と契約する場合は、その指定日 4.  
時と場所）、指定場所周辺の清掃は、乙が責任をもって行うものとする。
5. その他、本物件の使用に際しては、乙は善良なる管理者としての注意義務をもって使用しなければならない。 第25  
賃

#### 第19条（立入り）

1. 建物の保安、法令上の立入検査、衛生、防災、防犯、その他本物件の維持管理の上で、本物件内の点検、修理等が必要承諾 承諾  
と甲が認めた時は、甲または管理人（管理会社）は、乙にその旨を通知することにより本物件内に立入り、必要な措置 賃7:  
をとることができる。 第26
2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、第1項の規定に基づく、立入りを拒否することはできない。 1.
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者、または本物件を譲り受けようとする者が下見をする時は、甲およ 2.  
び管理人（管理会社）または下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。
4. 火災、犯罪、救護等、緊急の必要がある時、甲または管理人（管理会社）は、予め乙の承諾を得ることなく本物件内に 3.  
立入り、必要な措置を講じ、または乙にその措置を要求することができる。この場合において、甲または管理人（管理  
会社）は、乙の不在時に立入った時は、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

#### 第20条（期間内解約）

1. 本契約期間内において、甲または乙の都合により本契約を解約しようとする場合は、甲は6ヵ月以前、乙については3 第27  
ヵ月以前の予告期間をもって、それぞれ相手方に対して本契約の解約を申し入れることができる。
2. 乙は第1項の予告に代えて、解約申し入れの日から3ヵ月分の賃料、共益費等の相当額を甲に支払うことにより、解約 1.  
申し入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間に、本契約を解約することができる。
3. 前項において、甲が承諾をした日から1ヵ月を経過してもなお本物件を継続して使用した場合は、乙は第2項の金員と 2.  
は別に、解約後の賃料、共益費等の2倍相当額の損害賠償金を甲に支払わなければならない。
4. 乙が期間内解約の申し入れをしようとする時は、甲または管理人（管理会社）に書面をもって行い、これを撤回もしくは 3.  
は取り消すことができない。ただし、甲がこれを承諾した場合はこの限りではない。

#### 第21条（契約解除）

1. 乙が、賃料、共益費、施設使用料等、その他の債務の支払いを1ヵ月以上遅延した場合は、甲は改めて契約解除の通知 2  
をすることなく、本契約を解除することができる。 3
2. 乙が次の各号に該当し、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至った時は、改め 4  
て催告をすることなく、本契約を解除することができる。
  - ① 入居申込書および本契約書への虚偽の記載、その他不正な方法により賃借したことが判明した時
  - ② 第1条（使用目的および使用方法）の規定に違反した時、あるいは第13条（禁止行為）の各項に該当した時
  - ③ 差押および仮差押、競売、破産の申し立てを受け、または破産、民事再生手続き、会社更生の申し立てをした時 4
  - ④ 解散、廃業をなし、または任意整理を発表した時
  - ⑤ 主務官庁等より営業取消処分、滞納処分、あるいは銀行取引停止処分を受けた時
  - ⑥ 懲役または禁固の刑の確定等があり、甲が本契約の継続を不適当と認めた時
  - ⑦ 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等が、反社会的集団（暴力団、暴走族、過激な政治活動集団等）の構成員、 5  
またはこれに準ずる者と判明した時 6
  - ⑧ 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等が、反社会的集団（暴力団、暴走族、過激な政治活動集団等）の構成員、 7  
またはこれに準ずる者を、反復・継続して出入りさせた時
  - ⑨ 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等が、前項に掲げる者の事務所や宿泊所等の表示、または使用した時
  - ⑩ 乙または乙の使用人、あるいはその関係者等が、他の賃借人に著しい妨害を与えた時。また、著しく信用を失墜する事 8  
実があった時
  - ⑪ 甲の書面による承諾が得られないまま本物件の一部を改造、もしくは模様替えに着手した時 第2  
1
  - ⑫ その他、本契約および諸規約の各条項に違反した時 1
3. 乙が賃料の支払いの有無に関わらず、第16条（通知義務）に定める甲への通知を怠り、正当な事由なしに1ヵ月以上休 2  
業し、あるいは賃借物件を閉鎖した時。
4. 前項において、契約解除後1ヵ月以上、乙から甲への連絡がない場合は、乙がその什器・設備一式の所有権を放棄した 2  
ものとみなして、甲または連帯保証人は、乙の費用負担をもってこれを任意に処分することができる。



と時。第22条（契約の消滅）

1. 第2条（契約期間）にかかわらず、本物件が、天災地変、事故、火災、朽腐等、その他甲の責めに帰さない不可抗力による事由により、建物の全部または一部が滅失もしくは毀損し、本物件の賃貸借の履行が不可能になった場合は、本契約は当然に終了する。

れば 2. 前項の場合の敷金の返還は、第7条（敷金）によるものとする。

第23条（原状回復）

これ 1. 本契約が期間満了、解除、解約、その他の事由により終了した時、乙は、甲または管理人（管理会社）の本物件内立入検査等を受けた上、本契約に基づく原状回復の債務を履行の上、本物件を甲に明け渡さなければならない。

が負 2. 前項において、乙が甲の承諾を得て設置した設備、その他の物品であっても、甲に対して買取請求をすることはできず、全て撤去しなければならない。

3. 乙から甲への依頼があった場合、あるいは乙が原状回復義務を履行しない場合は、甲が乙に代わり原状回復による修復を行い、それに要した費用は全て乙の負担とする。

第24条（明け渡し）

の発 1. 本契約が終了する日までに、乙が本物件を明け渡さない時は、本契約終了日の翌日より明け渡し完了に至るまでの間に甲が被る損害として、乙は賃料、共益費等の2倍相当額の損害賠償金を甲に支払わなければならない。

およ 2. 乙は、本物件の明け渡しまでに、電気、ガス、水道等の閉栓手続きをし、使用料等を精算しなければならない。

れば 3. 乙が本物件の明け渡し後、本物件内に残置した物品等がある時は、その物品等の所有権を乙が放棄したものとし、甲が乙の費用をもって、これを任意に処分することに、乙は異議申し立てをすることはできない。

日 4. 乙は明け渡しに際し、その原因に関わらず、移転料、立退料、補償料等の名目の如何を問わず、甲に対し金員、その他の請求をすることができない。

第25条（公共事業による収用等）

賃貸借物件の全部または一部が、公共事業のために買上げ、収用または使用された場合、乙は本契約が当然終了することを要承諾する。この場合、乙は名目の如何を問わず、甲に対し金員、その他の請求をすることができないものとする。また、甲は置第7条（敷金）に掲げる敷金については、乙に全額返還するものとする。

第26条（損害賠償責任）

よ 1. 乙または乙の使用人、あるいはその利用客等が、他の賃借人等に損害を与えた場合、または損害を受けた場合は、その当事者間で解決し、甲または管理人（管理会社）にその関与を求めることはできない。

に 2. 乙または乙の使用人、あるいはその利用客等が、本物件および建物ならびに甲の所有に属する設備、造作、その他の動産等を汚損、毀損、滅失させた時は、乙は直ちにその旨を甲または管理人（管理会社）に通知するとともに、一切の損害を賠償しなければならない。

3. 下記の事由により、乙に損害が生じたとしても、甲は一切その責任を負わず、乙は名目の如何を問わず、甲に対し金員、その他の請求を行うことはできない。

3 ① 天災地変、火災、盗難または電気・水道・ガス等の故障による場合

② 甲の所有に属する設備に起因する故障等の事故であっても、甲に故意、過失が認められない場合

5 ③ 本建物内で発生した火災、犯罪、消火活動および緊急避難等による場合

④ 建物、設備の保守管理に必要な定期点検および修繕工事等により、本物件や共用部分等の全部もしくは一部にその使用が一時的に制限される場合

⑤ その他、甲の責めに帰すことのできない不可抗力の事由による場合

第27条の1（連帯保証人）※頭書記載の【乙の債務担保】が連帯保証人の場合、本条を適用する。

1. 連帯保証人（以下本項において「丙」という）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

2. 前号の丙の負担は、本契約書に記載の極度額を限度とする。

3. 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。

① 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権について、強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

② 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

③ 乙又は丙が死亡したとき

4. 前項①～③の事由が発生した場合、及び、連帯保証人の一部または全部が所在不明、後見開始もしくは保佐開始の審判を受けた場合、もしくは刑事事件に関与して起訴処分を受ける等の不適当な事由がある時は、乙は直ちに甲に通知するとともに、甲の請求があつてから1ヵ月以内に、甲の承認する連帯保証人を追加、変更しなければならない。

5. 前号の場合において新たに甲と連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第1号・2号に定める義務を負うものとする。

6. 丙の請求があつたときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

7. 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

① 乙の財産及び収支の状況

② 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

③ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

第27条の2（家賃債務保証業者）※頭書記載の【乙の債務担保】が家賃保証会社の場合、本条を適用する。

1. 乙は本契約から生じる債務の履行を担保するため、家賃債務保証会社に参加しなければならない。家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別で定めるところによるものとし、乙は、本契約期間中、保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

2. 乙が前号の手続きをとらない場合、その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合、甲は本契約を解除することができるものとする。

の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭番記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

#### 第28条（損害保険の加入）

1. 乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償または個人賠償の責めを負う事故を発生させた場合のために、賠償責任担保特約付の火災保険に加入し、火災保険証券を甲へ提出しなければならない。
2. 乙の故意または過失により前項の事故が発生し、甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填できない部分については別途請求できるものとする。

#### 第29条（書類の送達等）

1. 甲または管理人（管理会社）から、乙または連帯保証人への連絡は、届出の住所宛て、あるいは電話連絡により通知する。ただし、第16条（通知義務）第2項により、届出の住所、電話番号等に変更があった場合にはこれによる。
2. 甲が、前項により届出住所宛てに発信した通知は、転居、不在、その他の事由により到達しなかった場合にも、通常到達する時に適法に到達したものとみなし、乙または連帯保証人は、通知の手續上の不備を主張することはできない。

#### 第30条（管理規則の表示および管理業務の委託）

1. 甲は、本物件の管理、および自己に代わり本契約に基づく乙との連絡、事務手続き等の一切の業務を、管理人（管理会社）に委託することができる。この場合、乙は甲の定めた管理人（管理会社）の指示等を守らなければならない。
2. 甲または管理人（管理会社）は、本物件の管理に必要な規則または指示および連絡を、適切な場所への掲示をもって乙への通知に代えることができる。

#### 第31条（公正証書等作成義務）

乙および連帯保証人は、甲の請求がある時は直ちに、本賃貸借契約の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書を作成するための必要な手続きを行うものとする。このために要した費用は、甲・乙各自弁とする。

#### 第32条（団体交渉等の禁止）

本契約に関して紛争が生じたとき、乙は、甲に対し、団体的組織交渉を行ったり、弁護士以外の者を代理人にたてて交渉を行ったりしてはならない。

#### 第33条（協議）

甲および乙は、本契約に定めがない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法、その他関係法令および慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

#### 第34条（管轄裁判所）

本契約に関して甲・乙間に紛争が生じた時は、本物件所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

#### 第35条（その他）

1. 本契約締結時、必要に応じ本契約に付属の規約を設け、締結することができる。
2. 本契約について変更事項が生じた場合、また追加事項が生じた場合は、別紙の覚書等を取り交わすことにより本契約の各規定に代えるものとする。

#### （特約事項）

特約事項については、下記のとおりとし、契約条項と特約事項に相違がある場合は、特約条項が優先されるものとする。

1. 本物件は現状有姿での引き渡しとし、甲は建物について、修繕義務を負わないものとする。  
ただし、建物の躯体部分の修繕が必要な場合は、甲乙協議の上で、修繕負担の割合を協議することとする。
2. 本物件の内装、設備、什器備品の一切は残置物とし、それらの維持管理及び修理交換撤去は乙の負担と責任において行うものとする。
3. 本契約条項の規定に関わらず、乙は乙のなした内装・外装・造作設備等を、残置することができるものとする。ただし、建物の景観を著しく損なうような外装の除去、建物の専有面積を大きく低下させる内装の除去、建物内の什器・備品の撤去については、乙の負担で行うものとする。
4. 乙は駐輪を希望する場合は事前に甲に確認し承諾を受けた上で駐輪すること。自転車は無料、原付バイクは1台月額1,000円で駐輪可能とする。
5. 乙は営業にあたって、京都府迷惑防止条例を遵守すること。なお、違反する行為が確認された場合は、本契約条項第21条の適用となることを乙は了承する。
6. ごみの廃棄については乙が事業者と直接契約の上、廃棄することとし、廃棄場所・時間帯・分別等については館内、町内の規定に従うこととする。  
ただし、甲指定の廃棄事業者がある場合、乙は当該指定業者と契約をするものとする。
7. 本物件は京都市屋外広告物等に関する条例の適用地域となっており、乙は看板設置に当たっては京都市のガイドラインを承認の上、施工するものとする。また、ガイドラインの変更などにより京都市から撤去・是正が求められた場合は、その指導に従うものとする。なお、その場合の費用はその看板等を設置した者が負うこととする。
8. 天変地異などの不可抗力により建物の一部ないし全部が機能停止する場合があること、また、安全性を考慮し、甲又は甲の依頼する管理会社等が建物の使用制限等の規制を行う場合があることを乙は了承する。  
なお、その期間中の営業補償や賃料の減額等を乙は甲に対し一切求めることができないものとする。
9. 将来、建物の維持管理及び運営上、甲は必要と判断した場合、外壁塗装や貼替え、外観のリニューアル工事、躯体補強工事、耐震工事等を実施する場合があることを乙は了承する。なお、それらの工事によって乙が営業を停止しなければならない場合や建物の足場や囲いの設置をすることで、営業上支障をきたすことがあったとしても、その期間中の営業補償や賃料の減額等を乙は甲に対し一切求めることができないものとする。
10. 乙が営業しようとしている業態および業種によっては、許認可が必要となる場合があり、本契約は乙がそれらの許認可を得るために必要な要件を事前に確認し、本物件の設備や仕様上、不備がある場合は乙の負担と責任において改修や設備の入れ替え等を行うことを前提として締結することとする。なお、本物件の引渡し時の仕様では許認可が降りないことが契約締結後に判明した場合や、許認可を得るまでに一定の期間を必要とし、乙の希望する時期までに開業することができなかったとしても、甲及び管理会社・不動産仲介会社はその責任を負わないものとする。以上

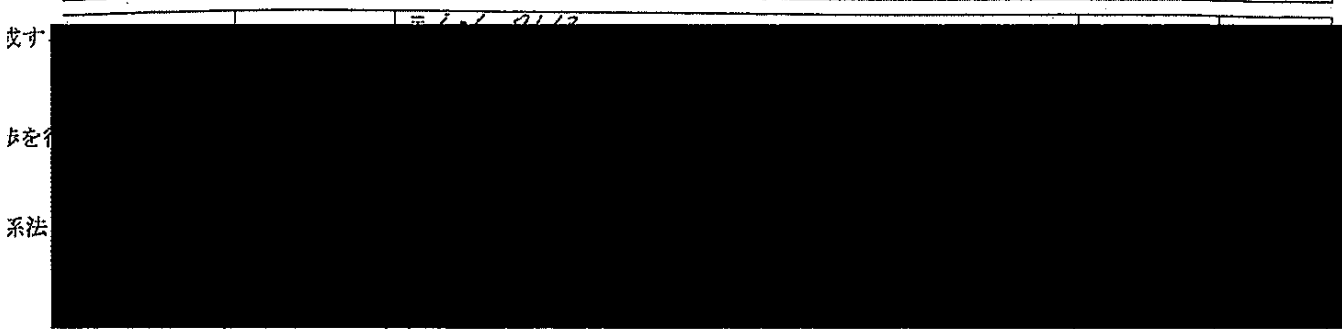
以下余白

契約が 甲・乙・丙 各々は、本契約書の全項目を熟読理解した上、合意に達し本契約書を締結した。本契約の成立を証するために本書2通を作成し、各自署名捺印の上、甲・乙および媒介人もしくは管理会社が各一通を所持する。

任担: 2023年 1月20日

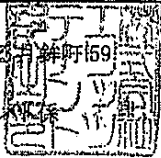
|                      |                 |                   |                 |
|----------------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| 補填<br>貸 貸 人<br>( 甲 ) | 住 所             | 〒京都市東山区五条橋東2-18-1 |                 |
|                      | 氏 名             | 有限会社 谷川 隆         |                 |
| 電話番号1                | ( ) - ( ) - ( ) | 電話                | ( ) - ( ) - ( ) |

|                |                         |                                                |                 |
|----------------|-------------------------|------------------------------------------------|-----------------|
| 貸 借 人<br>( 乙 ) | 住 所                     | 〒605-0863 京都市東山区梅子町563-3 クラウンビル 京都市五条坂フラット 707 |                 |
|                | 氏 名                     | 荒谷 隆三 E-mail・携帯-mail                           |                 |
| 電話番号1          | (060) - (3997) - (9211) | 電話番号2                                          | ( ) - ( ) - ( ) |



|                |                 |       |                 |
|----------------|-----------------|-------|-----------------|
| 連帯保証人<br>( 丁 ) | 住 所             | 乙との関係 |                 |
|                | 氏 名             | 捺印    | E-mail・携帯-mail  |
| 電話番号1          | ( ) - ( ) - ( ) | 電話番号2 | ( ) - ( ) - ( ) |

この資産状況についての説明 私は、本契約の連帯保証人を引き受けるに際し、乙より、乙の資産状況について、説明を受けました。書簡

|     |                                                                                                    |                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 媒介人 | 所在地                                                                                                | <br>宅地建物取引業者 免許証番号<br>国土交通大臣 ( 7 ) 第 5206 号<br>宅地建物取引士 登録番号<br>(京都) 第 30527 号 |
|     | 京都府京都市下京区四条通り新町東入る 59<br>エリッツ四条烏丸ビル2階<br>商号 株式会社 エリッツ四条烏丸テナメント<br>電話番号 075-253-5050<br>営業担当者 村上 郁夫 |                                                                                                                                                                  |

|        |  |
|--------|--|
| 管理受託会社 |  |
|--------|--|

顧客番号 (NO. ) 9000-301-0104

を  
指  
導  
  
事  
小  
の  
決  
  
を  
得  
入  
後  
に  
て  
白

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

|                                                      |                                                        |      |       |       |          |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------|-------|-------|----------|
| 議員氏名(会派名)                                            | 荒巻 隆三                                                  | 整理番号 | 44～53 |       |          |
| 費 目                                                  | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費 |      |       |       |          |
| 支 払 内 容                                              | 事務所貸借(振込手数料含む)                                         |      |       |       |          |
| 支 払 金 額                                              | 882,200円                                               | 按分率  | 70%   | 計 上 額 | 617,540円 |
| 按分率の考え方                                              | 事務所状況等説明書に記載のとおり                                       |      |       |       |          |
| 備 考                                                  |                                                        |      |       |       |          |
| <p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p> |                                                        |      |       |       |          |

請求書 5年5月25日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

有, 谷川商事

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号

| 税込合計金額    |           | 消費税額等   |      |                 |       |       |
|-----------|-----------|---------|------|-----------------|-------|-------|
| 月日        | 品名        | 数量      | 単価   | 金額(税抜・税込)       | 税率(%) | 摘要    |
| 1         | 資料        | 6冊      |      | 80000           |       |       |
| 2         | レキ ①      | 174.100 |      | 4122            |       |       |
| 3         | " ②       | 18.100  |      | 2160            |       |       |
| 4         | 請書        |         |      | 19282           |       |       |
| 5         |           |         |      |                 |       |       |
| 6         |           |         |      |                 |       |       |
| 7         | 5/25 レキ ① |         | 8108 | <del>8108</del> |       |       |
| 8         | " ②       |         | 1864 | <del>1864</del> |       |       |
| 9         |           |         |      |                 |       |       |
| 10        |           |         |      |                 |       |       |
| 11        |           |         |      |                 |       |       |
| 12        |           |         |      |                 |       |       |
| 合計(税抜・税込) |           |         |      |                 |       |       |
|           |           | 税率      | %    |                 |       | 消費税額等 |
|           |           | 税率      | %    |                 |       | 消費税額等 |
|           |           |         |      | 100564          |       |       |

ココヨ U-322

ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日 05-05-30 取扱店 〇〇〇〇 取引番号 〇〇〇〇

銀行番号 〇〇〇〇 支店番号 〇〇〇 口座番号 〇〇〇〇

| お取引内容              | お取引金額    |
|--------------------|----------|
| お振込                | ¥100,564 |
| 時刻 13:00 受付番号 0045 | お取引後残高   |

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥0 利用料 ¥0

京都中央信用金庫  
東五条支店  
当座預金 272862  
1) タニカワシヨウツ 様

ご依頼人 電話 0755418078  
アラマキリヨウツウシヨウ 様

家賃 6月分  
¥88,000

※裏面のご案内もご覧ください。

請求書 5年6月26日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号 (有) 谷川商事

税込合計金額 ¥89,290 消費税額等

| 月日        | 品名        | 数量     | 単価 | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要     |
|-----------|-----------|--------|----|-----------|-------|--------|
| 1         | 室料        | 2A分    |    | 20,000    |       |        |
| 2         | デック①      | 183kw  |    | 5,124     |       |        |
| 3         | "③        | 44kw   |    | 1,174     |       |        |
| 4         | 消費税       |        |    | 8631      |       |        |
| 5         | 前月分       | △      |    | △ 5654    |       |        |
| 6         |           |        |    |           |       |        |
| 7         |           |        |    |           |       |        |
| 8         | 6/26 デック① | 829kw  |    |           |       |        |
| 9         | "③        | 1912kw |    |           |       |        |
| 10        |           |        |    |           |       |        |
| 11        |           |        |    |           |       |        |
| 12        |           |        |    |           |       |        |
| 合計(税抜・税込) |           |        |    |           |       |        |
|           |           |        |    | 税率        | %     | 消費税額等  |
|           |           |        |    | 税率        | %     | 消費税額等  |
|           |           |        |    |           |       | 89,290 |

コクヨ ウ-322

ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日 取扱店(機番) 取引番号  
 05-07-04 [ ] [ ]

銀行番号 支店番号 口座番号  
 [ ] [ ] [ ]

お取引内容 お取引金額

お振込 ¥89,290

時刻 受付番号 お取引後残高  
 08:55 0001 [ ]

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥220 利用料 ¥0  
 京都中央信用金庫  
 東五条支店  
 当座預金 272862  
 1) タニカ「ワシヨウ」様

ご依頼人 電話 0755418078  
 アラマキリユウザウツムシヨ 様

8月分  
 ¥88,000  
 手数料  
 ¥220

※裏面のご案内もご覧ください。

45

ト



請求書 5年8月25日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号 南谷川商事

税込合計金額 ¥115,920 消費税額等

| 月日        | 品名                      | 数量                 | 単価 | 金額(税抜・税込) | 税率(%)   | 摘要    |
|-----------|-------------------------|--------------------|----|-----------|---------|-------|
| 1         | 室料                      | 9A分                |    | 80,000    |         |       |
| 2         | 7 <sup>2</sup> キ ①      | 182.105            |    | 5,102     |         |       |
| 3         | " ②                     | 169 m <sup>2</sup> |    | 20,280    |         |       |
| 4         | 消費税                     |                    |    | 10,538    |         |       |
| 5         |                         |                    |    |           |         |       |
| 6         |                         |                    |    |           |         |       |
| 7         | 8/25 7 <sup>2</sup> キ ① | 8635               |    |           |         |       |
| 8         | " ②                     | 21550              |    |           |         |       |
| 9         |                         |                    |    |           |         |       |
| 10        |                         |                    |    |           |         |       |
| 11        |                         |                    |    |           |         |       |
| 12        |                         |                    |    |           |         |       |
| 合計(税抜・税込) |                         |                    | 税率 | %         |         | 消費税額等 |
|           |                         |                    | 税率 | %         | 115,920 | 消費税額等 |

コクヨ ウ-322

ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日 05-09-03 取扱店 取引番号

銀行番号 支店番号 口座番号

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| お取引内容              | お取引金額           |
| お振込                | ¥115,920        |
| 時刻 受付番号 17:26 0017 | お取引後残高 ¥304,670 |

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥220 利用料 ¥110  
 京都中央信用金庫  
 東五条支店  
 当座預金 272862  
 1) タニカワソウケン 様

ご依頼人 電話 0755418078  
 アラマキリウツウケン 様

家賃 9A分  
 ¥88,000  
 手数料  
 ¥330

47

※裏面のご案内もご覧ください。



請求書 5年9月25日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所 様

登録番号: T 3130002010007  
 有限会社 谷川商事  
 京都市東山区五条橋東2丁目18の1

下記のとおり御請求申し上げます

| 税込合計金額    |            | 消費税額等 |    |           |       |       |
|-----------|------------|-------|----|-----------|-------|-------|
| 月日        | 品名         | 数量    | 単価 | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要    |
| 1         | 字料         | 10    | 円分 | 80000     |       |       |
| 2         | テレキ ①      | 180   | 円  | 5040      |       |       |
| 3         | " ②        | 156   | 円  | 4286      |       |       |
| 4         | 消費税        |       |    | 8932      |       |       |
| 5         |            |       |    |           |       |       |
| 6         |            |       |    |           |       |       |
| 7         |            |       |    |           |       |       |
| 8         | 9/25 テレキ ① | 88    | 円  | 1500      |       |       |
| 9         | " ②        | 23    | 円  | 600       |       |       |
| 10        |            |       |    |           |       |       |
| 11        |            |       |    |           |       |       |
| 12        |            |       |    |           |       |       |
| 合計(税抜・税込) |            |       |    | 98258     |       |       |
|           |            | 税率    | %  |           |       | 消費税額等 |
|           |            | 税率    | %  |           |       | 消費税額等 |

コクヨ ウ-322

中央キヨウギョウギョウ  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日: 05-10-06 取扱店: 東五条支店 取引番号: [ ]

銀行番号: [ ] 支店番号: [ ] 口座番号: [ ]

お取引内容: お取引金額: ￥98,258

時刻: 17:30 受付番号: 0001 お取引後残高: [ ]

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ￥220 利用料 ￥0  
 京都中央信用金庫  
 東五条支店  
 当座預金 272862  
 1) タニカ"ワシヨウ" 様

ご依頼人 電話 0755418078  
 アラマキリウツ"ウシ"ムシヨ 様

家賃 10月分  
 ￥88,000  
 手数料  
 ￥220

請求書 5年10月25日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

京都市東山区五条橋東2丁目18の1  
有限会社 谷川商事

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号: T 3130002010007  
登録番号

税込合計金額 ¥96,248 円也 消費税額等

| 月日 | 品名           | 数量               | 単価 | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要    |
|----|--------------|------------------|----|-----------|-------|-------|
| 1  | 字料           | 11A分             |    | 20000     |       |       |
| 2  | 7"レキ ①       | 205kg            |    | 5825      |       |       |
| 3  | " ②          | 63m <sup>3</sup> |    | 1674      |       |       |
| 4  | 消費税          |                  |    | 8749      |       |       |
| 7  | 10/25 7"レキ ① | 9020kg           |    |           |       |       |
| 8  | " ②          | 2374kg           |    |           |       |       |
| 12 | 合計(税抜・税込)    |                  |    |           |       |       |
|    |              | 税率               | %  |           |       | 消費税額等 |
|    |              | 税率               | %  |           |       | 消費税額等 |
|    |              |                  |    | 96248     |       |       |

コクヨ ウ-322

ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年 月 日 取扱店 機番 取引番号  
05-10-31

銀行番号 支店番号 口座番号

お取引内容 お取引金額  
お振込 ¥96,248

時刻 受付番号 お取引後残高  
15:25 0132

ご案内またはお振込内容  
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0  
京都中央信用金庫  
東五条支店  
当座預金 272862  
1) タニカワワシヨウシ 様

ご依頼人 電話 0755418078  
アラマキリウツウシ ムシヨ 様

家賃 11月分  
¥88,000

49

※裏面のご案内もご覧ください。

請求書

5年11月27日

No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

京都市東山区五条橋東2丁目18の1  
有限会社 谷川商事

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号: T3130002010007  
登録番号

税込合計金額 ¥95,527

消費税額等

| 月日        | 品名         | 数量     | 単価 | 金額(税抜・税込) | 税率(%)   | 摘要    |
|-----------|------------|--------|----|-----------|---------|-------|
| 1         | 室料         | 12 A/A |    | 86000     |         |       |
| 2         | テレビ①       | 209 K  |    | 5950      |         |       |
| 3         | " ②        | 33 K   |    | 893       |         |       |
| 4         | 消費税        |        |    | 8684      |         |       |
| 5         |            |        |    |           |         |       |
| 6         |            |        |    |           |         |       |
| 7         | 11/27 テレビ① | 9229 K |    |           |         |       |
| 8         | " ②        | 2407 K |    |           |         |       |
| 9         |            |        |    |           |         |       |
| 10        |            |        |    |           |         |       |
| 11        |            |        |    |           |         |       |
| 12        |            |        |    |           |         |       |
| 合計(税抜・税込) |            |        |    | 税率 %      |         | 消費税額等 |
|           |            |        |    | 税率 %      | ¥95,527 | 消費税額等 |

コクヨ ウ-322

ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日 取扱店 機番 取引番号

05-11-30

銀行番号 支店番号 口座番号

現金振込

お取引内容 お取引金額

お振込 ¥95,527

時刻 受付番号 お取引後残高

15:19 0142

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥330 利用料 ¥0

京都中央信用金庫  
東五条支店  
当座預金 272862

1) タニカワソウケン様

ご依頼人 電話 0755418078  
アラマキリウソウケン様

お釣 ¥143

家賃 12月分  
¥88,000  
手数料  
¥330

50

※裏面のご案内もご覧ください。

請求書 5年12月25日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

京都市東山区五条橋東2丁目18の1  
 有限会社 谷川商事  
 登録番号: T 3130002010007

下記のとおり御請求申し上げます

| 税込合計金額    |             |       |      | 消費税額等     |       |       |
|-----------|-------------|-------|------|-----------|-------|-------|
| 月日        | 品名          | 数量    | 単価   | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要    |
| 1         | 室料          | 令和1月分 |      | 20000     |       |       |
| 2         | フィヤ ①       | 176   | 280  | 4914      |       |       |
| 3         | " ②         | 126   | 265  | 3344      |       |       |
| 4         | 消費税         |       |      | 8825      |       |       |
| 5         |             |       |      |           |       |       |
| 6         |             |       |      |           |       |       |
| 7         | 12/25 フィヤ ① |       | 9405 |           |       |       |
| 8         | " ②         |       | 2532 |           |       |       |
| 9         |             |       |      |           |       |       |
| 10        |             |       |      |           |       |       |
| 11        |             |       |      |           |       |       |
| 12        |             |       |      |           |       |       |
| 合計(税抜・税込) |             |       |      |           |       |       |
|           |             |       |      | 税率        | %     | 消費税額等 |
|           |             |       |      | 税率        | %     | 消費税額等 |

コクヨ ウ-322

キャッシュサービス  
 ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年: 月: 日 取扱店: 取引番号

06-01-10

銀行番号: 支店番号: 口座番号

お取引内容: お取引金額

お振込: ￥97,083

時刻: 受付番号: お取引後残高

19:58 0004

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ￥220 利用料 ￥110  
 京都中央信用金庫  
 東五条支店  
 当座預金 272862  
 1) タニカ"ワシヨウ"様

ご依頼人 電話 0755418078  
 アラマキリユウソウ"ムシヨ"様

家賃 1月分  
 ￥88,000  
 手数料  
 ￥930

51

\*裏面のご案内もご覧ください。

請求書 6年1月25日 No. \_\_\_\_\_

京都府東山区五条橋東2丁目18の1  
**荒巻事務所 様**  
 有限会社 谷川商事  
 登録番号: T 3130002010007  
 登録番号

下記のとおり御請求申し上げます  
 税込合計金額 ¥100,917 円  
 消費税額等

| 月日        | 品名       | 数量  | 単価    | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要      |
|-----------|----------|-----|-------|-----------|-------|---------|
| 1         | 字料       | 2月分 |       | 80000     | 1     |         |
| 2         | テレビ      | ①   | 21645 | 4170      |       |         |
| 3         | "        | ②   | 19795 | 4173      |       |         |
| 4         | 消費税      |     |       | 9174      |       |         |
| 5         |          |     |       |           |       |         |
| 6         |          |     |       |           |       |         |
| 7         |          |     |       |           |       |         |
| 8         | 1/25 テレビ | ①   | 9621  |           |       |         |
| 9         | "        | ②   | 2730  |           |       |         |
| 10        |          |     |       |           |       |         |
| 11        |          |     |       |           |       |         |
| 12        |          |     |       |           |       |         |
| 合計(税抜・税込) |          |     |       | 税率        | %     | 消費税額等   |
|           |          |     |       | 税率        | %     | 消費税額等   |
|           |          |     |       |           |       | ¥100917 |

コクヨ U-322

京都中央信用金庫  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日 06-01-31 取扱店 東五条支店 取引番号 [REDACTED]

銀行番号 [REDACTED] 支店番号 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]

| お取引内容              | お取引金額             |
|--------------------|-------------------|
| お振込                | ¥100,917          |
| 時刻 受付番号 17:29 0015 | お取引後残高 [REDACTED] |

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥0 利用料 ¥0

京都中央信用金庫  
東五条支店  
当座預金 272862

1) タニカワシヨウジ 様

ご依頼人 電話 0755418078  
アラマキリコウソウシムシヨ 様

家賃 2月分  
¥88,000

52

※裏面のご案内もご覧ください。



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

|                                                      |                                                        |      |       |       |         |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------|-------|-------|---------|
| 議員氏名(会派名)                                            | 荒巻 隆三                                                  | 整理番号 | 54～64 |       |         |
| 費 目                                                  | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費 |      |       |       |         |
| 支 払 内 容                                              | 電気料金                                                   |      |       |       |         |
| 支 払 金 額                                              | 119,852円                                               | 按分率  | 70%   | 計 上 額 | 83,891円 |
| 按分率の考え方                                              | 事務所状況等説明書に記載のとおり                                       |      |       |       |         |
| 備 考                                                  |                                                        |      |       |       |         |
| <p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p><u>別添のとおり</u></p> |                                                        |      |       |       |         |

請求書 5年 5月 25日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

有 谷川商事

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号

税込合計金額 ¥100,564円

消費税額等

| 月日        | 品名       | 数量    | 単価 | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要    |
|-----------|----------|-------|----|-----------|-------|-------|
|           | 資料       | 6冊分   |    | 8000      |       |       |
|           | 送料①      | 174冊  |    | 4122      |       |       |
|           | 送料②      | 18冊   |    | 2160      |       |       |
|           | 消費税      |       |    | 19282     |       |       |
|           | 5/25 送料① | 5/28冊 |    |           |       |       |
|           | 5/25 送料② | 18冊   |    |           |       |       |
| 合計(税抜・税込) |          |       |    |           |       |       |
|           |          |       |    | 税率        | %     | 消費税額等 |
|           |          |       |    | 税率        | %     | 消費税額等 |

8.000  
6.282

正しい  
電気代 5月分  
¥6,910円

※消費税 5654円は  
過大請求。  
→翌月に減額あり。

コクヨ R-322

京都中央信用金庫 利用明細書

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日 05-05-30 取扱店 〇〇〇 取引番号 〇〇〇〇〇〇〇〇  
銀行番号 〇〇〇 支店番号 〇〇 座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

お取引内容 振込  
お取引金額 ¥100,564  
時刻 13:01 受付番号 0045 〇〇〇〇〇〇〇〇  
お取引後残高 〇〇〇〇〇〇〇〇

ご案内またはお振込内容  
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0  
京都中央信用金庫  
東五条支店  
当座預金 272862  
1) タニカ「ワシヨウ」様  
ご依頼人 電話 0755418078  
アラマキリヨウソウ「ワシヨ」様

54

※裏面のご案内もご確認ください。



請求書 5年6月26日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号

南谷川商事

税込合計金額 ¥89,290 円 消費税額等

| 月日        | 品名        | 数量   | 単価 | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要             |
|-----------|-----------|------|----|-----------|-------|----------------|
| 1         | 印料        | 7A   | 全  | 80000     |       |                |
| 2         | ディキ①      | 183  | KW | 5134      |       |                |
| 3         | ②         | 44   | KW | 1174      |       |                |
| 4         | 消費税       |      |    | 8631      |       | 8000<br>電気代6月分 |
| 5         | 前月分修正     | △    |    | △5654     |       | 631            |
| 6         |           |      |    |           |       |                |
| 7         |           |      |    |           |       |                |
| 8         | 6/26 ディキ① | 829  | KW |           |       |                |
| 9         | ②         | 1912 | KW |           |       |                |
| 10        |           |      |    |           |       |                |
| 11        |           |      |    |           |       |                |
| 12        |           |      |    |           |       |                |
| 合計(税抜・税込) |           |      |    |           |       |                |
|           |           |      |    | 税率        | %     | 消費税額等          |
|           |           |      |    | 税率        | %     | 消費税額等          |
|           |           |      |    | 89290     |       | 消費税額等          |

コクヨ ウ-322

三井住友銀行 利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

|                    |         |        |      |
|--------------------|---------|--------|------|
| 年月日                | 取扱店     | 種番     | 取引番号 |
| 05-07-04           |         |        |      |
| 銀行番号               | 支店番号    | 口座番号   |      |
|                    |         |        |      |
| お取引内容              | お取引金額   |        |      |
| お振込                | ¥89,290 |        |      |
| 時刻                 | 受付番号    | お取引後残高 |      |
| 08:55              | 0001    |        |      |
| ご案内またはお振込内容        |         |        |      |
| 振込手数料              | ¥220    | 利用料    | ¥0   |
| 京都中央信用金庫           |         |        |      |
| 東五条支店              |         |        |      |
| 当座預金 272862        |         |        |      |
| 1) タニカ"ワシヨウシ"様     |         |        |      |
| ご依頼人 電話 0755418078 |         |        |      |
| アラマキリユウシ"ウシ"ムシヨ 様  |         |        |      |

55

\*裏面のご案内もご覧ください。

請求書 5年7月25日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所 様

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号

浦谷商事

税込合計金額 ¥95077円也

消費税額等

| 月日        | 品名        | 数量  | 単価  | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要          |
|-----------|-----------|-----|-----|-----------|-------|-------------|
| 1         | 室料        | 8月分 |     | 80000     |       |             |
| 2         | テレキ①      | 16  | 100 | 4424      |       |             |
| 3         | ③         | 74  | 100 | 1960      |       |             |
| 4         | 消費税       |     |     | 8643      |       | 8000<br>643 |
| 5         |           |     |     |           |       |             |
| 6         |           |     |     |           |       |             |
| 7         | 7/25 テレキ① | 84  | 100 |           |       |             |
| 8         |           | ②   | 19  |           |       |             |
| 9         |           |     |     |           |       |             |
| 10        |           |     |     |           |       |             |
| 11        |           |     |     |           |       |             |
| 12        |           |     |     |           |       |             |
| 合計(税抜・税込) |           |     |     |           |       |             |
|           |           |     |     | 税率        | %     | 消費税額等       |
|           |           |     |     | 税率        | %     | 消費税額等       |
|           |           |     |     |           |       | 95077       |

電気代 7月分  
77,077

エクヨ ウ-322

| キャッシュサービス<br>ご利用明細票     |             |
|-------------------------|-------------|
| 当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。 |             |
| 年月日                     | 取扱店 振替 取引番号 |
| 05-08-02                |             |
| 銀行番号                    | 支店番号 口座番号   |
| お取引内容                   |             |
| お振込                     | お取引金額       |
|                         | ¥95,077     |
| 時刻                      | 受付番号        |
| 16:47                   | 0004        |
| お取引後残高                  |             |
| ご案内またはお振込内容             |             |
| 振込手数料                   | ¥220        |
| 利用料                     | ¥0          |
| 京都中央信用金庫                |             |
| 東五条支店                   |             |
| 当座預金 272862             |             |
| 1) タニカワソウキウ 様           |             |
| ご依頼人 電話 0755418078      |             |
| アラキリユツウツウツウ 様           |             |

56

※裏面のご案内もご覧ください。

請求書 5年8月25日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号

南谷川商事

税込合計金額 ¥115,920 消費税額等

| 月日        | 品名        | 数量    | 単価 | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要           |
|-----------|-----------|-------|----|-----------|-------|--------------|
| 1         | 室料        | 9A分   |    | 80,000    |       |              |
| 2         | 〒料 ①      | 182   |    | 5,102     |       |              |
| 3         | ②         | 189   |    | 20,280    |       |              |
| 4         | 消費税       |       |    | 10,538    |       | 8000<br>2538 |
| 5         |           |       |    |           |       |              |
| 6         |           |       |    |           |       |              |
| 7         | 8/25 〒料 ① | 8635  |    |           |       |              |
| 8         | " ②       | 21550 |    |           |       |              |
| 9         |           |       |    |           |       |              |
| 10        |           |       |    |           |       |              |
| 11        |           |       |    |           |       |              |
| 12        |           |       |    |           |       |              |
| 合計(税抜・税込) |           |       |    |           |       |              |
|           |           |       |    | 税率        | %     | 消費税額等        |
|           |           |       |    | 税率        | %     | 消費税額等        |
|           |           |       |    |           |       | 115,920      |

電気代 8月分  
¥27,920

コクヨ W-322

キャッシュサービス  
ご利用明細票

当会庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日: 05-09-03 取扱店: 〇〇〇 取引番号: 〇〇〇

銀行番号: 〇〇〇 支店番号: 〇〇 口座番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇

| お取引内容                | お取引金額          |
|----------------------|----------------|
| お振込                  | ¥115,920       |
| 時刻: 17:26 受付番号: Q017 | お取引後残高: 〇〇〇〇〇〇 |

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥220 利用料 ¥110  
 京都中央信用金庫  
 東五条支店  
 当座預金 272862  
 1) タニカワツヨウシ 様

ご依頼人 電話 0755418078  
 アラマキリユツウツウシムシヨ 様

家賃 9月分  
¥88,000  
〒料  
¥330

57

※裏面のご案内もご覧ください。

請求書

5年9月25日

No.

荒巻事務所 様

登録番号: T 3130002010007

有限会社 谷川商事

下記のとおり御請求申し上げます

京都市東山区五条橋東2丁目18の1

| 税込合計金額    |            | 消費税額等 |      |           |       |             |
|-----------|------------|-------|------|-----------|-------|-------------|
| 月日        | 品名         | 数量    | 単価   | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要          |
|           | 空料         | 10    | 8000 | 80000     |       |             |
|           | フィルム①      | 180   | 280  | 50400     |       |             |
|           | フィルム②      | 156   | 275  | 42860     |       |             |
|           | 消費税        |       |      | 8932      |       | 8000<br>932 |
|           | 9/25 フィルム① | 2215  | 225  |           |       |             |
|           | " ②        | 2311  | 225  |           |       |             |
| 合計(税抜・税込) |            |       |      | 98258     |       |             |

電気代 9月分  
¥10,258

コクヨ U-322

| キャッシュサービス<br>ご利用明細書     |             |
|-------------------------|-------------|
| 当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。 |             |
| 年月日                     | 取扱店 横番 取引番号 |
| 05-10-06                |             |
| 銀行番号                    | 支店番号        |
| お取引内容                   |             |
| お取引金額                   |             |
| お振込 ¥98,258             |             |
| 時刻                      | 受付番号        |
| 17:30                   | 0001        |
| お取引後残高                  |             |
| ご案内またはお振込内容             |             |
| 振込手数料 ¥220 利用料 ¥0       |             |
| 京都中央信用金庫                |             |
| 東五条支店                   |             |
| 当座預金 272862             |             |
| 1) タニカ"ワシヨウジ" 様         |             |
| ご依頼人 電話 0755418078      |             |
| アラムキリウツ"ウシ"シヨ 様         |             |

58

\*裏面のご案内もご覧ください。

請求書 5年10月25日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

京都市東山区五条橋東2丁目18の1

有限会社 谷川商事

登録番号: T 3130002010007

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号 \_\_\_\_\_

| 税込合計金額    |           |        |       | 消費税額等     |       |       |
|-----------|-----------|--------|-------|-----------|-------|-------|
| 月日        | 品名        | 数量     | 単価    | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要    |
| 1         | 室料        | 11月分   |       | 80000     |       |       |
| 2         | テレビ       | ① 205台 |       | 5825      |       |       |
| 3         | "         | ② 63㎡  |       | 1674      |       |       |
| 4         | 消費税       |        |       | 8749      |       | 8000  |
| 5         |           |        |       |           |       | 749   |
| 6         |           |        |       |           |       |       |
| 7         | 10/25 テレビ | ①      | 9020台 |           |       |       |
| 8         | "         | ②      | 2374台 |           |       |       |
| 9         |           |        |       |           |       |       |
| 10        |           |        |       |           |       |       |
| 11        |           |        |       |           |       |       |
| 12        |           |        |       |           |       |       |
| 合計(税抜・税込) |           |        |       |           |       |       |
|           |           |        |       | 税率        | %     | 消費税額等 |
|           |           |        |       | 税率        | %     | 消費税額等 |
|           |           |        |       | 96248     |       |       |

電気代 10月分  
¥ 8,248

コクヨ W-322

キャッシュサービス  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日 05-10-31 取扱店 〇〇〇 取引番号 〇〇〇〇〇〇

銀行番号 〇〇〇 支店番号 〇〇 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

| お取引内容              | お取引金額         |
|--------------------|---------------|
| お振込                | ¥96,248       |
| 時刻 15:25 受付番号 0132 | お取引後残高 〇〇〇〇〇〇 |

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥0 利用料 ¥0

京都中央信用金庫  
東五条支店  
当座預金 272862  
J) タニカ「ワシヨウ」様

ご依頼人 電話 0755418078  
アラムキリコウソウ「ウシ」様

59

※裏面のご案内もご覧ください。

請求書 5年11月27日 No. \_\_\_\_\_

京都市東山区五条橋東2丁目18の1  
 有限会社 谷川商事  
 登録番号: T 3130002010007  
 登録番号

荒巻事務所様  
 下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ¥95,527 円 消費税額等

| 月日        | 品名         | 数量   | 単価   | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要             |
|-----------|------------|------|------|-----------|-------|----------------|
| 1         | 室料         | 12月分 |      | 86000     |       |                |
| 2         | テレビ①       | 209台 |      | 5950      |       |                |
| 3         | " ②        | 33台  |      | 893       |       |                |
| 4         | 消費税        |      |      | 8684      |       | ← 8.000<br>684 |
| 6         |            |      |      |           |       |                |
| 7         | 11/27 テレビ① |      | 9229 |           |       |                |
| 8         | " ②        |      | 2407 |           |       |                |
| 9         |            |      |      |           |       |                |
| 10        |            |      |      |           |       |                |
| 11        |            |      |      |           |       |                |
| 12        |            |      |      |           |       |                |
| 合計(税抜・税込) |            |      |      |           | %     | 消費税額等          |
|           |            |      |      |           | %     | 消費税額等          |

電気代 11月分  
¥7,527

コクヨ U-322

キャッシュサービス  
 ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年 月 日 取扱店 欄番 取引番号  
 05-11-30

銀行番号 支店番号 口座番号

\*\*\*\*\*現金振込\*\*\*\*\*  
 お取引内容 お取引金額

お振込 ¥95,527  
 時刻 受付番号 お取引後残高

15:19 0142

ご案内またはお振込内容  
 振込手数料 ¥330 利用料 ¥0  
 京都中央信用金庫  
 東五条支店  
 当座預金 272862  
 1) タニカ"ワシヨウ"様

ご依頼人 電話 0755418078  
 アラマキリウツウシムシヨ 様

お釣 ¥143

60

※裏面のご案内もご覧ください。

請求書 5年12月25日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

京都市東山区五条橋東2丁目18の1  
 有限会社 谷川商事  
 登録番号: T 3130002010007

下記のとおり御請求申し上げます

| 月日        | 品名        | 数量    | 単価   | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要            |
|-----------|-----------|-------|------|-----------|-------|---------------|
|           | 室料        | 令和1年分 |      | 50000     |       |               |
|           | 支払①       | 176   | 100  | 4914      |       |               |
|           | 支払②       | 126   | 100  | 3344      |       |               |
|           | 消費税       |       |      | 5825      |       | 8.000<br>8.25 |
|           | 12/25 支払① |       | 9405 | 100       |       |               |
|           | " ②       |       | 2533 | 100       |       |               |
| 合計(税抜・税込) |           |       |      |           |       | 497083        |

電気代 12月分  
 ¥9,083

コクヨ ウ-322

キャッシュサービス  
**ご利用明細票**

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

|          |         |        |      |
|----------|---------|--------|------|
| 年月日      | 取扱店     | 機番     | 取引番号 |
| 06-01-10 |         |        |      |
| 銀行番号     | 支店番号    | 口座番号   |      |
|          |         |        |      |
| お取引内容    | お取引金額   |        |      |
| お振込      | ¥97,083 |        |      |
| 時刻       | 受付番号    | お取引後残高 |      |
| 19:58    | 0004    |        |      |

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥220 利用料 ¥110  
 京都中央信用金庫  
 東五条支店  
 当座預金 272862  
 1) タニカ「ワシヨウジ」様

ご依頼人 電話 0755418078  
 アラマキリヨウジ「ワシヨウジ」様

61

※裏面のご案内もご確認ください。

請求書 6年1月25日 No. \_\_\_\_\_

京都市東山区五条橋東2丁目18の1  
**有限会社 谷川商事**  
 登録番号: T 3130002010007  
 登録番号

**荒巻事務所 様**

下記のとおり御請求申し上げます

| 税込合計金額    |           | 消費税額等 |      |           |      |          |                |
|-----------|-----------|-------|------|-----------|------|----------|----------------|
| 月日        | 品名        | 数量    | 単価   | 金額(税抜・税込) |      | 税率(%)    | 摘要             |
| 1         | 字料        | 2月分   |      |           | 8000 |          |                |
| 2         | ファイル      | ①     | 216  |           | 4170 |          |                |
| 3         |           | ②     | 197  |           | 5473 |          |                |
| 4         | 消費税       |       |      |           | 9174 |          | ← 8000<br>1194 |
| 5         |           |       |      |           |      |          |                |
| 6         |           |       |      |           |      |          |                |
| 7         |           |       |      |           |      |          |                |
| 8         | 1/25 ファイル | ①     | 962  |           | 1700 |          |                |
| 9         | "         | ②     | 2730 |           | 1400 |          |                |
| 10        |           |       |      |           |      |          |                |
| 11        |           |       |      |           |      |          |                |
| 12        |           |       |      |           |      |          |                |
| 合計(税抜・税込) |           |       |      | 税率        | %    |          | 消費税額等          |
|           |           |       |      | 税率        | %    | 4/100917 | 消費税額等          |

電気代 1月分  
 〒12.917

コクヨ W-322

**キャッシュサービス  
ご利用明細票**

当金庫をご利用いただきありがとうございます。

年月日 取扱店 取引番号  
 06-01-31 [ ] [ ]

銀行番号 支店番号 口座番号  
 [ ] [ ] [ ]

お取引内容 お取引金額  
 お振込 ¥100,917

時刻 受付番号 お取引後残高  
 17:29 0015 [ ]

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥0 利用料 ¥0  
 京都中央信用金庫  
 東五条支店  
 当座預金 272862  
 1) タニカワシヨウシ 様

ご依頼人 電話 0755418078  
 アラマキリウツウシムシヨ 様

62

※裏面のご案内もご覧ください。



請求書 6年2月25日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様  
 京都府京山区五条橋東2丁目18の1  
 有限会社 谷川商事  
 登録番号: T 3130002010007

税込合計金額 100,675円  
 消費税額等

| 月日        | 品名        | 数量   | 単価      | 金額(税抜・税込) | 税率(%)   | 摘要               |
|-----------|-----------|------|---------|-----------|---------|------------------|
| 1         | 室料        | 3A/各 |         | 80,000    |         |                  |
| 2         | エントリ      | ①    | 214.00  | 6,107     |         |                  |
| 3         | "         | ②    | 192.00  | 5,416     |         |                  |
| 4         | 消費税       |      |         | 9,152     |         | ← 8.000<br>1.152 |
| 7         | 2/25 エントリ | ①    | 9835.00 |           |         |                  |
| 8         | "         | ②    | 2922.00 |           |         |                  |
| 合計(税抜・税込) |           |      |         |           |         |                  |
| 税率        |           |      |         | %         |         | 消費税額等            |
| 税率        |           |      |         | %         | 100,675 | 消費税額等            |

コクヨ ウ-322

電気代 2月分  
 〒12,675-

ATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
 内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

|            |             |        |
|------------|-------------|--------|
| お取引日       | 振込・振替先の口座番号 | 当座     |
| 2024--3--5 | 0272862     |        |
| 口座番号       | お取引口座番号     |        |
| *****      | *****       |        |
| 振込手数料      | お取引手数料      | お取引金額  |
| 380        |             | 12,675 |
| お取引の種別     | お取引の振替先     |        |
| 電信振込       | *****       |        |
| 1743       | *****       |        |

大満橋  
 マイレージクラブのお取引条件とつれいしい特典が変わりました。  
 京都中央信用金庫  
 東五条支店  
 1) タニカ ワシヨウジ 様  
 アラマキリュウジ ヲウジ ムシヨ 様  
 075-541-8078  
 発信番号 81305046300002X

裏面に  
 からのお知らせがあります。

63

5345 0012075569

請求書 6年0月25日 No. \_\_\_\_\_

荒巻事務所様

有限会社 谷川商事

登録番号: T 3130002010007

下記のとおり御請求申し上げます

登録番号 \_\_\_\_\_

| 税込合計金額    |               |      |      | 消費税額等     |       |             |
|-----------|---------------|------|------|-----------|-------|-------------|
| 月日        | 品名            | 数量   | 単価   | 金額(税抜・税込) | 税率(%) | 摘要          |
|           | 1 字料          | 40月分 |      | 80000     |       |             |
|           | 2 フィルキ ①      | 126  | 100  | 5228      |       |             |
|           | 3 " ②         | 140  | 100  | 3780      |       |             |
|           | 4 消費税         |      |      | 8901      |       | 8000<br>901 |
|           | 7 3/25 フィルキ ① |      | 0021 |           |       |             |
|           | 8 フィルキ ②      |      | 3062 |           |       |             |
| 合計(税抜・税込) |               |      |      |           |       |             |
| 税率        |               |      |      | %         |       | 消費税額等       |
| 税率        |               |      |      | %         | 97913 | 消費税額等       |

税込3月分  
¥9,913

コクヨ ウ-322

キャッシュサービス  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日 06-04-01 取扱店 横濱 取引番号

銀行番号 支店番号 口座番号

\*\*\*\*\*現金振込\*\*\*\*\*

お取引内容 お取引金額

お振込 ¥97,913

時刻 受付番号 17:36 0018 お取引後残高

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥330 利用料 ¥0

京都中央信用金庫  
東五条支店  
当座預金 0272862  
1) タニカ"ワシヨウシ"様

ご依頼人 電話 0755418078  
アラマキリ2ウツ"ウシ"ムヨ 様

お釣 ¥1,757

64

※裏面のご案内もご覧ください。

## 駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と、賃借人 荒巻隆三 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

### 駐車場の表示

所在 [REDACTED]  
名称 [REDACTED]  
位置番号 [REDACTED]

### 第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的にのみ使用するものとする。

メーカー： [REDACTED]

車種： [REDACTED]

ナンバー： [REDACTED]

### 第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額 27,500 円（税込）也とし、賃借人は毎月末日までにその翌月分を下記口座へ振り込むものとする。その際の振込手数料は賃借人が負担するものとする。

振込先口座： [REDACTED]

口座名義人： [REDACTED]

### 第3条（敷金）

賃借人は、賃料の支払いを担保するための敷金として金 50,000 円也を無利息にて賃貸人に預託するものとする。

### 第4条（契約期間）

1. 契約期間は、令和 5 年 4 月 / 日から 2 年間とする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の 1 ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

#### 第5条（契約の更新）

賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

#### 第6条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

#### 第7条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

#### 第8条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2ヵ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸またはこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

#### 第9条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

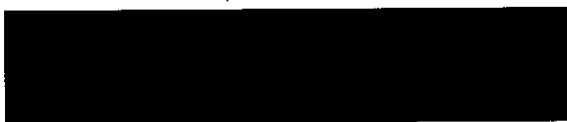
#### 第10条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 5 年 4 月 16 日

賃貸人：住所  
氏名



賃借人：住所 京都市東山区五条橋東2丁目18-1 五建ビル4階C  
氏名 荒巻隆三



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

|           |                                                                                  |      |       |       |          |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|----------|
| 議員氏名(会派名) | 荒巻 隆三                                                                            | 整理番号 | 66～75 |       |          |
| 費 目       | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費                   |      |       |       |          |
| 支 払 内 容   | 駐車場代（振込手数料含む）                                                                    |      |       |       |          |
| 支 払 金 額   | 279,730円                                                                         | 按分率  | 70%   | 計 上 額 | 195,811円 |
| 按分率の考え方   | 事務所状況等説明書に記載のとおり                                                                 |      |       |       |          |
| 備 考       | <p>（領収書は、重ならないように貼付してください。）</p> <p style="text-align: center;"><u>別添のとおり</u></p> |      |       |       |          |

2018  
5月

7月

キャッシュサービス  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

|          |      |      |      |
|----------|------|------|------|
| 年月日      | 取扱店  | 種番   | 取引番号 |
| 05-05-30 |      |      |      |
| 銀行番号     | 支店番号 | 口座番号 |      |
|          |      |      |      |

|       |         |        |
|-------|---------|--------|
| お取引内容 | お取引金額   |        |
| お振込   | ¥27,500 |        |
| 時刻    | 受付番号    | お取引後残高 |
| 13:03 | 0049    |        |

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥440 利用料 ¥0

ご依頼人 電話 0755418078  
アラマキリュウソウウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

66

キャッシュサービス  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

|          |      |      |      |
|----------|------|------|------|
| 年月日      | 取扱店  | 種番   | 取引番号 |
| 05-07-04 |      |      |      |
| 銀行番号     | 支店番号 | 口座番号 |      |
|          |      |      |      |

|       |         |        |
|-------|---------|--------|
| お取引内容 | お取引金額   |        |
| お振込   | ¥27,500 |        |
| 時刻    | 受付番号    | お取引後残高 |
| 08:58 | 0002    |        |

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥440 利用料 ¥0

ご依頼人 電話 0755418078  
アラマキリュウソウウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

67

キャッシュサービス  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

|          |      |      |      |
|----------|------|------|------|
| 年月日      | 取扱店  | 種番   | 取引番号 |
| 05-07-27 |      |      |      |
| 銀行番号     | 支店番号 | 口座番号 |      |
|          |      |      |      |

|       |         |        |
|-------|---------|--------|
| お取引内容 | お取引金額   |        |
| お振込   | ¥27,500 |        |
| 時刻    | 受付番号    | お取引後残高 |
| 18:25 | 0012    |        |

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥440 利用料 ¥110

ご依頼人 電話 0755418078  
アラマキリュウソウウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

68

キャッシュサービス  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

|                                       |      |         |     |      |      |
|---------------------------------------|------|---------|-----|------|------|
| 年                                     | 月    | 日       | 取扱店 | 機番   | 取引番号 |
| 05                                    | 09   | 03      |     |      |      |
| 銀行番号                                  | 支店番号 | 口座番号    |     |      |      |
| お取引内容                                 |      | お取引金額   |     |      |      |
| お振込                                   |      | ¥27,500 |     |      |      |
| 時刻                                    | 受付番号 | お取引後残高  |     |      |      |
| 17:27                                 | 0018 |         |     |      |      |
| ご案内またはお振込内容                           |      |         |     |      |      |
| 振込手数料                                 |      | ¥440    | 利用料 | ¥110 |      |
| ご依頼人 電話 0755418078<br>アラマキリュウゾウシムジヨ 様 |      |         |     |      |      |

※裏面のご案内もご覧ください。

69

キャッシュサービス  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

|                                       |      |         |     |    |      |
|---------------------------------------|------|---------|-----|----|------|
| 年                                     | 月    | 日       | 取扱店 | 機番 | 取引番号 |
| 05                                    | 10   | 06      |     |    |      |
| 銀行番号                                  | 支店番号 | 口座番号    |     |    |      |
| お取引内容                                 |      | お取引金額   |     |    |      |
| お振込                                   |      | ¥27,500 |     |    |      |
| 時刻                                    | 受付番号 | お取引後残高  |     |    |      |
| 17:30                                 | 0002 |         |     |    |      |
| ご案内またはお振込内容                           |      |         |     |    |      |
| 振込手数料                                 |      | ¥440    | 利用料 | ¥0 |      |
| ご依頼人 電話 0755418078<br>アラマキリュウゾウシムジヨ 様 |      |         |     |    |      |

※裏面のご案内もご覧ください。

70

キャッシュサービス  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

|                                       |      |         |     |    |      |
|---------------------------------------|------|---------|-----|----|------|
| 年                                     | 月    | 日       | 取扱店 | 機番 | 取引番号 |
| 05                                    | 10   | 31      |     |    |      |
| 銀行番号                                  | 支店番号 | 口座番号    |     |    |      |
| お取引内容                                 |      | お取引金額   |     |    |      |
| お振込                                   |      | ¥27,500 |     |    |      |
| 時刻                                    | 受付番号 | お取引後残高  |     |    |      |
| 15:24                                 | 0130 |         |     |    |      |
| ご案内またはお振込内容                           |      |         |     |    |      |
| 振込手数料                                 |      | ¥440    | 利用料 | ¥0 |      |
| ご依頼人 電話 0755418078<br>アラマキリュウゾウシムジヨ 様 |      |         |     |    |      |

※裏面のご案内もご覧ください。

71

キャッシュサービス  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

|                                       |      |         |     |    |      |
|---------------------------------------|------|---------|-----|----|------|
| 年                                     | 月    | 日       | 取扱店 | 機番 | 取引番号 |
| 05                                    | 11   | 30      |     |    |      |
| 銀行番号                                  | 支店番号 | 口座番号    |     |    |      |
| *****現金振込*****                        |      |         |     |    |      |
| お取引内容                                 |      | お取引金額   |     |    |      |
| お振込                                   |      | ¥27,500 |     |    |      |
| 時刻                                    | 受付番号 | お取引後残高  |     |    |      |
| 15:22                                 | 0143 |         |     |    |      |
| ご案内またはお振込内容                           |      |         |     |    |      |
| 振込手数料                                 |      | ¥550    | 利用料 | ¥0 |      |
| ご依頼人 電話 0755418078<br>アラマキリュウゾウシムジヨ 様 |      |         |     |    |      |
| お釣 ¥2,000                             |      |         |     |    |      |

※裏面のご案内もご覧ください。

72



キャッシュサービス  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日 取扱店 機番 取引番号  
05-12-29 [redacted] [redacted] [redacted]

銀行番号 支店番号 口座番号  
[redacted] [redacted] [redacted]

お取引内容 お取引金額  
お振込 ¥27,500

時刻 受付番号 お取引後残高  
14:59 0034 [redacted]

ご案内またはお振込内容  
振込手数料 ¥440 利用料 ¥0

[redacted]

ご依頼人 電話 0755418078  
アラマキリウツウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

キャッシュサービス  
ご利用明細票

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

年月日 取扱店 機番 取引番号  
06-01-31 [redacted] [redacted] [redacted]

銀行番号 支店番号 口座番号  
[redacted] [redacted] [redacted]

お取引内容 お取引金額  
お振込 ¥27,500

時刻 受付番号 お取引後残高  
17:30 0016 [redacted]

ご案内またはお振込内容  
振込手数料 ¥440 利用料 ¥0

[redacted]

ご依頼人 電話 0755418078  
アラマキリウツウシムシヨ 様

※裏面のご案内もご覧ください。

73

74

キャッシュサービスご利用明細票  
いつもご利用いただきありがとうございます

| お取引内容                       | お取扱日     | 機番   | お取扱番号 | 支店コード      | 科目 | 口座番号    |
|-----------------------------|----------|------|-------|------------|----|---------|
| お振込                         | 24-03-05 | 055  | 0086  |            |    |         |
| お取扱枚数                       |          |      |       |            |    | お取引金額 円 |
| 万円   千円   百円   十円   5円   1円 |          |      |       |            |    |         |
| 3                           |          |      |       |            |    | ¥27,500 |
| お取扱店                        |          | 手数料  | お取扱時刻 | お取引後残高 円   |    |         |
| 020                         |          | ¥440 | 1712  | おつり ¥2,060 |    |         |

印紙税申告納付につき尼崎税務署承認済

〈ご案内〉

京都銀行  
普通 口座番号 [redacted] 振込番号00001 電信扱  
[redacted] 様  
アラマキリウツウシムシヨ 様  
電話番号0755418078

\*

表面のご案内もあわせてご覧ください。

75